

第 6 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- | | |
|---------------|--|
| 1 会議の日時 | 平成 15 年 11 月 18 日(火)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 5 時 33 分 |
| 2 会議の場所 | 掛川生涯学習センター 第4会議室 |
| 3 出席者及び欠席者の氏名 | 別紙 1 出席者名簿のとおり |
| 4 議 題 | 別紙 2 次第のとおり |
| 5 議 事 | 別紙 3 のとおり |
| 6 会議録の確定 | |

確 定 年 月 日

平成 15 年 12 月 17 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	1市2町 関係職員	梶山繁樹	大須賀町議会議務局長		
5		川口 功	大東町助役		35		富田 実	大須賀町産業課長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		中山礼行	掛川市企画人材課長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		浅山忠彦	大須賀町住民安心課長		
8		樽松友則	掛川市議会副議長	×	38		石山勝一	掛川市消防本部消防長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		鳥井 暹	大東町総務課長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40		伊村義孝	掛川市環境保全課長		
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41		赤堀義雄	大東町住民課長		
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42		大石碩也	大東町保健福祉課長		
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43		長尾秀雄	掛川市福祉課長		
14		水野 薫	大東町議会議員		44		久野恒夫	大須賀町学校教育課長		
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45		田辺 明	掛川市水道部長		
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46		溝口邦男	大東町水道課長		
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47		森下 高	大須賀町水道課長		
18		上野良治	大須賀町議会議員		48		松下秀二	掛川市下水整備課長		
19		原田新二郎	学識経験者		49		赤堀弘美	大東町都市計画課長		
20		田中鉄男	学識経験者		50		大石武夫	大須賀町都市建設課長		
21		滝沢恵子	学識経験者		51		白畑 進	掛川市税務課長		
22		戸塚誠夫	学識経験者		52		松浦吉信	掛川市市民課長		
23		松本恵次	学識経験者		53		渡辺梅司	大須賀町企画課長		
24		水野淳子	学識経験者		54		奥宮正敏	掛川市IT政策課長		
25		増田正子	学識経験者		55		事務局	松井 孝	事務局 局長	
26		蒲原忠雄	学識経験者		56			栗田 博	事務局次長	
27		中井明男	学識経験者		57			高鳥康文	総務係長	
28		鈴木正彦	学識経験者		58			赤堀賢司	計画係長	
29		菅沼信夫	学識経験者		59			深谷富彦	調整係長	
30		小櫻義明	学識経験者	×	60			富田 徹	総務係	
					61			服部和敏	総務係	
					62			宮崎裕和	計画係	

別紙 2

第 6 回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成 15 年 11 月 18 日 (火)

午後 2 時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

[報告]

報告第 7 号 新市名称候補選定小委員会報告について

(2) 協議事項

[継続協議]

協議第 2 号 合併の期日について

協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 6 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

[協議]

協議第 11 号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第 12 号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第 13 号 使用料、手数料等の取扱いについて

[提案]

協議第 14 号 新市の名称について

協議第 15 号 公共的団体等の取扱いについて

協議第 16 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 17 号 電算システムの取扱いについて

協議第 18 号 慣行の取扱いについて

4 その他

(1) 次回の会議の開催について

日時：平成 15 年 12 月 16 日 (火) 午後 2 時

会場：大東町文化会館シオーネ 小ホール

5 閉 会

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。

皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会前に事務局からお願いをいたします。携帯電話につきましてはマナーモードにするか、電源をお切りいただきたいと思います。

次に、お配りをした資料の確認をお願いいたします。

会議次第、議事の報告事項と協議事項の記載があります協議会資料、協議会だより11月号。それから新都市ビジョンの概要版。この概要版につきましては協議会だよりとともに全世帯の住民の方にお配りをしてございます。

以上、4点のご確認をお願いいたします。

それでは、ただいまから掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第6回会議を開催いたします。開会に当たりまして、協議会の榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

この合併協議会、法定協議会になりまして2回目ですが、通算で6回目になるわけでありまして、今までのご努力、ご協力に対して心より感謝申し上げます。

そして前回懸案になりましたこと、合併の期日の話、それから議員定数の話、それから在任特例を使うことがあり得るかどうかというような話が継続になっておりますし、そのほかいろいろな懸案事項がたくさんございますが、できるだけ満場一致で事が進みますようにご協力をお願いしたいと思います。

今日は傍聴の方も今までからいますとたくさんいらっしゃいますが、これも新しい都市に向かったの歴史的な協議に証人として立ち会っていただくということでありまして、傍聴の方々も本当にご苦労さまでございます。それから担当者の幹事役の職員も大変ご苦労さまです。

それでは今まで、前回の第5回から6回にわたる間に本当にそれぞれの1市2町おいて、それからまたそれぞれの首長同士あるいは議員同士、それぞれのすり合わせ、本当にご苦労していただいて、夜を徹して協議をしていただいた場合もありますし、いろいろな利害とか、いろいろなプラスマイナス、それぞれいろいろな案があり得るわけですが、どうやら何とか調整に調整を重ねて、今日は結論が出そうだというようなところまでできておりますが、今少し期日の問題等について余地が残っているということになっています。しかし、大体において、定数の話とか、あるいは特例は使わないと。原則どおりというようなことは大体合意ができつつあると、こういう段階だと思います。

それでは所定の議事に従いましてお願いするわけですが、あらかじめ今日お配りしてある議事の進め方でございますが、過日、首長調整会議あるいは幹事会において時間のやりくりの関係で、

一番話が難しいであろうと思われる協議事項の2号、5号、6号ですね。期日と定数というような話。そういうことについてはそれを一番後に回して、比較的合意がしやすいとか、比較的事務的であると、政治性がないと、そういう話について先に協議をしていただくと。そういうことで皆様にお配りしてあるのでいきますと、報告事項の1番目はそのとおりであります。新市の名前の発表の小委員会の報告ですから、それは1番目にやって、協議事項については協議の11号、12号、13号を先にやっていただいて、それからさらにその次に次回に向かったの提案事項を、協議14号から15、16、17、18号、これを3番目に行って、そして協議事項の2号、5号、6号については4番目に行うと。そういうことで会議の時間切れにならないように比較的スムーズな方から処理していかせていただきたいと、座長として思いますので、その点はそういう運びにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございます。

それでは協議次第を変更していただいたという前提で今日の協議会をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

栗田事務局次長　ありがとうございました。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催につきましてであります。本日2名の委員の方から欠席の連絡をいただいております。会長を除きまして、委員29名中27名の出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

会議の議長であります。会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議中のご意見、ご質問等の発言につきましては、会議録の作成の関係で挙手をしていただき、お名前を言っていただいた上で発言をお願いしたいと思います。

それでは榛村会長、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長　それでは規約の定めるところに基づきまして、暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、これより本日の議事に入ります。

報告事項につきまして1件ございます。

報告第7号　新市名称候補選定小委員会報告についてご説明申し上げます。

小委員会の小松委員長さんをお願いいたします。

小松正明委員長　ただいま会長よりご指名ございました新市名称候補選定小委員会の委員長をおあずかりしております小松でございます。

私の方から本日の報告第7号の方をご説明させていただきます。

お手元の資料2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

資料の2ページ左側の第1回、それから第2回につきましては既にご報告を終えております。

れども、第2回におきまして応募総数1,372件、そのうち応募作品数が285件あったということ。それから1次選定で各委員の3作品の選定、第2次選定を今後行うといったようなお話は既にご報告済みでございます。

今般は第3回の委員会の中身についてご説明申し上げます。資料の3ページでございます。

第3回の小委員会につきましては、10月23日14時10分から15時16分、委員9人全員出席のもと掛川市役所において委員会が開催をされました。第1次選定の集計結果ということで右側でございますが、遠州市から始まりまして、最後高天神市までの10個が第1次選定ということで残ったわけでございます。この中から最終5点程度ということでございましたので、5点を目指して絞ろうということで委員の議論を行いました。第1次選定によって選定を行いました10作品の中から、各委員がそれぞれ2つの作品を口頭で提案をいたしました。その後協議を行い、5つ作品について候補の選定を終えたものでございます。

その5つというのがその下にございます。遠州市、かけがわ市、掛川市、三城市、そして新掛川市、この5つでございます。この順番につきましてはアイウエオ順ということで表記をさせていただいております、特段それ以外の意味はございません。

本日、第3回の委員会の内容としては、候補を絞るところだったわけでございますが、委員の皆さんも大変日程がお詰まりになってお忙しいと。また、第4回で予定をした議論の内容につきましては、この5作品に対する選定理由を第4回、次回の委員会で検討しようということにしておきましたが、残りの議事についても大変ごくごく小規模な議事内容だということで、私の方から委員の皆様にお諮りをいたしまして、本日この第3回の場で次回に予定をした選定理由の検討も行いたいが、いかがでしょうかというお諮りを申し上げて、委員全員のご同意をいただいて、選定理由につきましてもこの第3回の中で前倒しをいたしまして協議をし、方向づけをさせていただきました。

また、この結論につきましては、本日後ほど協議第14号 新市の名称についてということで議案提案をされる予定でございますので、そちらの方はまた事務局からご説明があるかと思っております。私の方からは、その委員会の進行のみご報告をさせていただきます。

それから、この協議会における名称決定方法の確認ということで、小委員会の提案としては、新市名称候補選定小委員会が選定したこの名称候補の中から協議により決定をしていただく。それから協議の結果、全会一致という決定が難しい場合は、協議会の会議運営規程5条の規定によりまして挙手によって表決を行ってはどうかといったようなことも小委員会の中では確認をいたしました。

これらについても議案の中で後ほどご提案をされるということになっておりますので、私の方からの報告は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの選定経過の報告について、その内容はともかく、手続について何かご質

問ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 ご質問もないようでございますので、このご報告を了承していただいたということとよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは報告が了承されたということにいたします。

次に、先ほど協議次第を変更していただきましたが、その変更した協議次第によりまして進めます。

協議第11号 事務組織及び機構の取扱いについてご協議を願います。

前回この11号につきましてはご説明をしておりますので、早速協議をお願いいたします。

何かご発言ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませぬようでしたら、協議第11号 事務組織及び機構の取扱いにつきましては調整方針のとおりとすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ご異議なしと認め、調整方針のとおりとすることを確認いたします。

続きまして、協議第12号 一部事務組合等の取扱いについてご協議をお願いします。

ご発言をお願いします。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは特にございませぬようですが、協議第12号 一部事務組合等の取扱いについては前回の調整方針のとおりということとよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 それでは前回の調整方針のとおりということとお認めいただいたことにいたします。

なお、1市7町の東遠の広域市町村圏並びに定住圏の1市7町の首長会議において御前崎市が先行して新しく誕生しますので、それに関係する一部事務組合については一端浜岡町、御前崎町さんが脱退して、そして新しく御前崎市として参加すると、こういうことが決まりましたので、ご参考までに申し上げておきます。

続きまして、協議第13号 使用料、手数料等の取扱いについてご協議をお願いいたします。

ご発言をお願いします。鳥井委員。

鳥井昌彦委員 大東の鳥井でございます。

この使用料につきまして私どもも、もともとと差のあるもの、保育料あるいは水道、公共下水、こういったものにはちょっと差があるなということと思っておりました。今回の調整方針で見ますと、(1)の保育料と(4)公共下水等との調整がちょっと違うように思うわけですが、

保育料につきましても金額の差がありますもんですから、(4)の下水と同じような使用料等の調整方法がいいのではないかとは思いますが、その説明をお願いしたいと思います。

榛村純一会長 説明してください。

松井事務局長 事務局長の松井と申します。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問は手数料の調整方針につきまして保育料と水道使用料、そういったものが方針が違うじゃないかというようなことでございますが、水道料のすり合わせにつきましては、この水道事業というものが地方公営企業として水道使用料を主要収入として独立採算で運営しているというようなことになりまして、新市になりましても独立採算性の考え方、これが原則でございまして、この原則は変わらないわけでございます。

すなわち単に安い方の水道料金にあわせればいいのかということ、あるいは中間とか平均的にとればよいかという、そういう簡単な作業ではないと、そういう問題でもないというふうに思います。そういう意味では調整はかなり困難性を伴うということでございますが、この水道料金につきましては厚生労働省の示す指針によりまして総括原価主義という考え方によりまして、その積算に基づいて給水原価を算出するというようになっております。したがって、合併後に新市全体の水道事業計画、こういったものを策定して、国の認可を受けて、さらには水道審議会等に諮って適正な料金を決定していくということが必要ではないかということでございます。

したがって、今すぐここで料金を示すということはできないわけでございますので、当面は1市3制度でやらざるを得ないということでございます。

それから保育料につきましては、確かに今委員さんがおっしゃられた、そういう現行のとおりやるということも選択肢としては考えられるわけでございますが、保育料につきましてもご承知のとおり1市2町間、格差が大変大きい。大き過ぎるために1市3制度では不公平感が著しいというようなこともございます。それからそういったことで新市の一体性、そういったものを速やかに確保する上では1市3制度ということは余り適当ではないのではないかという判断に立っておるわけでございます。同じ市民で、しかも同じ保育内容でありながら、住むところによって保育料が大きく異なるということにつきましては、1市3制度にすべき特別な理由が見当たらない限りにおきましては、最初から統一すべきだという判断に立っているところでございます。

以上でございます。

鳥井昌彦委員 それならば(4)の公共下水道等もかなり違いがあるわけです。またお金の徴収方法も違うわけですが、ここら辺はそれでは何年程度にこの調整をし終わるのか。来年、1年ぐらいですぐ調整してしまうのか。これも3年も4年もかかるのか。そこら辺もお聞かせ願いたいと思います。

松井事務局長 公共下水道の使用料金につきましても基本的には水道料金の料金設定の考え方と同じでございます。これにつきましても、やはりそれに関わっている施設とか、いろんな料金を今決められている過程には、いろんな課題を調整して今の料金があるということでございますので、新市の料金体系につきましても新市全体でそれを見た上で独立採算性経営の部分を加味した

上で設定していかなければいけないんじゃないかなということをごさいますて、公共下水につきましても新市においてきちとした公共下水道整備計画というものをつくった上で料金設定をしていくという考え方がございます。

それで、それについて調整するに当たってはどのぐらいの期間を考えているかということですが、いろんな国の認可を受けるに当たって、あるいは計画を策定していく上では、通常3、4年かかるということ考えております。そういう意味から、すぐに合併して調整を進めていくわけですが、いろんな手続等を踏まえますと、おおむね3年から5年くらいは、その調整期間に必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

榛村純一会長 よろしゅうございますか。

鳥井昌彦委員 もう一度だけいいですか。

今、下水の方で3年から4年かかるということございましたので、それならば保育料の方も3年スパンあるいは4年スパンで統一していったらどうかと、このようにも思いますが、ぜひ皆様のご意見も聞いていただきたいと、このように思います。

榛村純一会長 調整期間について統一すべきだという考え方と、それからその政策対象によってやっぱり違いがあってもやむを得ないということと両方あると思うんですが、いかがでしょうか。

松本恵次委員 大体似たような内容なんですけど、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思っただんです。

この利用料の問題については、やはり私もいろんな町内の人たちと話をしておりますて、大東町民が一番心配をしているという部分でもあります。1市2町が今後一体になって頑張っってやっていかなきゃいけないということもありますので、大東町民の立場ばかりは主張できないのかもしれないかもしれませんが、やはりこの辺について特に今鳥井さんからもお話がありましたけれども、保育料も例えばそれに続く2年間においてというふうになっておりますが、ここをせめて5年ぐらいの間、これでできないものだろうかというような声も話をしている中で聞かれるわけでありまして。

それについて、そういう可能性とか、今鳥井さんが言われたことも含めましてどうでしょうかということなんです。

榛村純一会長 保育について特に出ているわけですが、そのほか調整する項目によって下水もあれば幼稚園の方もあつし、いろいろな差があります。私としては、別に首長で相談したわけではございませんが、やっぱり従来からの既得権のこととか、あるいはいい政策と遅れているとか、進んでいるとかいう進捗調整、そういうためにどのぐらいの期間が必要か。リレーゾーンをどう設定するかというのはいろいろ問題があると思うんですが、できれば新しい市長が選ばれますね。そうすると、その市長の任期は4年ですね。ですから、その4年間に調整して、その2制度とか3制度というのは、その次の2代目の市長か、再選される市長かわかりませんが、その4年間で結論を出した方がいいんじゃないかというふうに私は思っているんですけども、これは皆様のご意見にもよります。

水野委員。

水野 薫委員 大東の水野です。

私はそもそも合併の理論というのは、例えば新市ができればたくさんの1市2制度、3制度というのは極めて避けた方が基本的には僕はいいと思っています。いろんな制度がございますけれども、例えば静岡清水が合併したときには、例えば議員の手当が2つあるなんて、そういうような状況というのは極めて避けるべきであって、私はその3年、4年、5年というのは、何でそんなに時間がかかるのかな。ということは、新しい市になって、みんなそれぞれ新しい市として新しくスタートしようというときに、そのリレーゾーンはわかりますけれども、あるいはそれぞれ水道ないし下水道の新しい計画の策定等も必要なことは十分わかってます。しかし、今我々はその合併に向けて調整をしている段階で、できるだけ今の段階でもできることはして、そして新市ができたときには、やっぱりできるだけ2制度、3制度というのを短くして、あるいは少なくして、できるだけ新しい制度には市民が同じサービスを受けたり、同じ負担をしたりというのに進むべきであると私はそう思っています。

ですから、今までの説明の中では若干、余りにも3年、4年、5年というのは、この時代に余りにも悠長な話で、果たしてそんな期間が必要かなというのをちょっと疑問に思います。基本的にはできるだけ2制度、3制度をつくるのは少なくして、やむを得ない場合のみと私は絞っていただきたい、そんなふうに思います。

榛村純一会長 極めて正論だと思いますが、首長調整会議では、やはり保育料なんかの問題、既得権問題みたいなものもありまして、にわかにならば一律にしちゃったら期待していた人が権利がなくなっちゃうというようなこともあるので、ぜひ特例というか、3年、2年は置いてくれというような話があったり、もっと長くという、松本さんのようなご意見もあったと思うんです。そこで最大長くても新市長の1期目の中で解決すると。しかし、正論としてはできるだけそういう項目を少なく、これから1年2カ月か1年4カ月の間にできるだけ少なくするようにすると。やむを得ないものを项目的に2年なり調整期間を設けるということで、ごく特殊なものはもしかしたら3年ないし4年にいくかもしれないと、そういう姿勢ではおるつもりです。

水野 薫委員 特に例えば上水、水の問題等は365日、これは市民皆同じようにこれ使うわけですよ。ですから、やっぱり新しい新市になったり、例えば下水の問題もそうですけれども、いろんな背景にはいろんな問題があることはよくわかってますけれども、しかし我々は今までの掛川市と大東町と大須賀町をつぶして新しい市をつくると、そういうふうに燃えているときですから。

やっぱりちょっと理解できないのは、さっき事務局の説明で4、5年かかるって、大体そんなものにそんな時間がかかるかなというのがちょっと疑問なんですけれども。それはそのために我々今協議会あるいはすり合わせをやっていきますから、できることは事前にやっといたりして、手続のみが残るなら、そのときに手続の処理をすれば、僕はそんなに4年も5年もかかるというのが理解できないんですけれどもね。その辺をもう一度ちょっとお願いします。

榛村純一会長 4年、5年というのはどういう根拠なの。水道部長。

田辺水道部長 掛川市の水道部長の田辺です。よろしくお願いします。

それでは1市2町の上水道について期間的なお話をさせていただきますが、水道事業については、現在の計画では16年度の合併の前日にそれぞれの水道事業について廃止します。そして合併した日に新たな創設事業を厚生省の認可をとるということで、17年の合併の日がスタートになりますが、現在の計画では、それから約1年ぐらいいかけて新市の水道事業の基本計画を策定していきます。そして、それから当然厚生省の認可を得ますので、作成時と整合しながら厚生省の事業認可をとっていただくということで、これが策定から認可まで約3年ぐらいかかるということでもあります。

そして平成20年に入りますと、認可を受けた後、今度は新たな料金算定の作業に入っていきます。そうしたとき、細かくいきますと、原価と決算の比較とか、いろいろな整合を図りながら財政計画を立てていき、最終的には4カ月、5カ月をかけてそれぞれ調整していくということです。平成21年に詳細な料金設定を確定して、議会の議決を得て、最終的には審議会を経て、最終的に議会で議決していただくということで、議会の議決が終われば、その後広報活動。住民への広報活動を4ヵ月ぐらいい経て、今の計画でいきますと平成22年のスタートから料金改定ということでもあります。

特に今申し上げました厚生省との協議が非常に長くかかるということで聞いておりますので、新市の新たな基本計画づくりが時間を要するということで、水道としての計画は以上でございます。

松下水整備課長 掛川市の下水整備課の松下でございます。ご苦労さまでございます。

下水整備の見直しでございますが、今水道部長からもお話ございましたように、新市になりますと当然下水道の整備計画をつくらなければなりません。この期間といたしまして大体1年ぐらいいを予定してございます。と申しますのは、現在1市2町それぞれの整備計画を持っているところでございますが、その調整をしながら全体計画を練っていきますが、それに加えて事業認可も国土交通省の認可をいただくという期間を予定してございまして、長くて2年半、うまく調整がつけば2年ぐらいいは必要かと考えております。

それから当然、今管路も埋設してございますので、維持管理体制を検討してまいらなければなりません。これらができませんと、下水道原価が出てまいりません。それと現在、大東町さんは13年4月に供用開始いたしまして、掛川市は13年3月に供用開始したわけでございますが、施設そのものの大きさ、規模が違いますので、原価がそれぞれ違います。その辺の調整を経た上で、私どもとしては平成21年までには新しい料金体制をもって徴収をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

榛村純一会長 いかがですか。

水野 薫委員 わかったような、わからんような説明で、正直な話。

私かわからないのは、もう1市2町は合併に向けて進んで、それぞれいろんな分野で調整をしている段階ですよ。ですから、そういう問題だって合併後に改めて審議会等をつくってやるのかと、やるべきものは今できるじゃないですかと申し上げたいんですけども。そうすれば、3年来、4年来、これ平成20年なんて、下手すればもう一回次の合併になるかもしれんような時期までやったら、いつになったら調整できるという気がするんですよ。私はこういう時代だからこそ速やかに、今ちょうどこの協議会等もあって、合併に向けて新しくどういうふうにしたらい、どういうふうに調整したらいというのを論じているときに、やるべきものはやって、手続のみ新市になったときにやれば、そんなに長いスパンかけなきゃできないはずはないと思うんです。

その辺を聞いてもしょうがないんですけども、多分同じ答えであると思いますけれども。その辺を何とか努力をしていただきたいと、そう申し上げておきます。

榛村純一会長　それは当然のことですけども、結局いろいろな許認可手続きというのは合併することが決まっているから、早くから並行してやっているということができないんですよ。やっぱり合併したということで事実ができて、その上から手続を始めるということに。あらかじめ協議会の代からどんどんやって、並行してやっていっちゃうということが手続上踏んでいかなければいけないものですから。

ただ私も聞いてて、ちょっと厚生省との協議とか、そういうのが長過ぎるなと思いますから、これはできるだけ早く協議が1年なり何なりで済むようにしなきゃいけないと思っていますから、私はその調整リレーゾーンというのは最大でも1年で終わるということにしておいて、それの上でできるだけ早く一元化するというのを考えなきゃいけないと、こう思っていますが、相手の省庁も多分そういうことでは合併が一遍に出ますから、その協議に応じきれないから、少しゆとりを見ているんじゃないかと私は思うんですけども。

水野 薫委員　いろんな問題があることはわかってますし、冒頭に申し上げましたように、やっぱり新しい市がスタートすれば、できるだけ同じサービスあるいは負担、それが原則だと思いますので、できるだけそのスパンを短くしていただいて、やっぱりこれぞ新市ができたというのにしていただきたいと、希望なんですけれども、よろしく願います。

榛村純一会長　わかりました。

戸塚正義委員　掛川の戸塚でございます。

今の質問の1番の課題は、なぜそんなに時間がかかるかということだと思っんですよね。わかりやすく説明いただくために、今私どもは既存の水道を切りかえるときに何でそんなに時間がかかるかということなんですが、別の角度で突然新しい市が生まれると。新しい市が生まれる。そこで水道事業を始めないかん。新規に申請をしなければいけないといったときにもどれくらいの日数がかかるのか、年数がかかるのか。その辺と比べていただければわかるのではないかな。その辺がもし資料があれば、説明いただければありがたいんですが。

今会長が言われたように、既存の事務手続のものをもっと簡素化してやれるじゃないかという

のは、あくまでも合併を前提にしているんですね。じゃない場合も、全く新しく水道、どっかの市が始める、どっかの団地が始めるときに、どれだけ通常の手続はかかるのか。

田辺水道部長 掛川市の水道部の田辺です。

先ほど冒頭申し上げましたように、事業認可の取得を合併時に行います。そのことによりまして、現在の1市2町の水道は合併の前日に廃止します。その作業が合併に伴う、合併時が新たな1つの水道事業の認可をとるようになります。その認可事業をとるために来年の9月ごろからその作業に入っていきます。そして、当然厚生省とのやりとりをやりながら、合併の一月前にはその作業は終わって、今の水道事業の廃止の許可を合併の一月前に申請します。そして許可がくるのが合併の前日ということで、新規の事業認可もあわせて出すということで、それが合併の日に許可がおりてくるというようなスケジュールでありまして、16年8月ごろに遅くとも入らないと認可がとれないという作業がありまして、こういうスケジュールになるわけでありまして。

以上でございます。

鳥井昌彦委員 上水で6年、下水で5年、こういうふうに法的手続に時間がかかる。これは言ってもなかなか変わるもんじゃないなというふうに思っておりますので、この件に関して言うつもりはございませんが、(1)の保育料。これが一番1市2町間の中で格差の多いもの、私はそういうふうに思っております。

それだけが大東の例にあわせて3年ぐらいで調整していくと。これは税金を一般会計からつぎ込んで保育料を安くしていくということになるものですから、同じ税金の中でやるのでそんなに悪いことじゃないとは思いますが、しかし、ほかのものが5年も6年もかかる。こういう中で、これだけは一気に安い方へということになると不公平感が残るのではないかなど、こんなふうにも思っていますので、そこら辺をどのように検討されるのか、もう少し議論をお願いしたいと、こんなふうに思います。

榛村純一会長 おっしゃっていることはよくわかりますので、首長調整会議で議論は一応終わっておりますが、ほかの委員の方々のご意見もありますので、またそのことについては調整会議で議題にして、取り扱いをできるだけ早くする。それからできるだけ一元化する。それからそういう特別にある市なり町が進んでいるもので、あわせるのに大変だというものについては例外があり得るというようなことで協議をしたいと思うんですが、どうですかね。

小松委員。

小松正明委員 ただいま鳥井委員の方からもうちょっと時期、その点について検討してはどうかということでございますが、私の考えを述べさせていただきます。

申しましたような上水道、下水道についてはどうしても相手のあることでございますので、厚労省あるいは国交省の方の手続の期間がどうしても物理的にかかるということでございますので、その辺はできるだけ早期に新市の一体化を出すという意味で早めていただく努力をしていただくことは言うまでもありませんけれども、一定の時間はかかるということだろうと思います。

ただ、今申し上げた保育所の保育料については、ご承知のように掛川と大東がかなり、大東町

さんが一番安い、掛川もかなり高いということで格差があるということで、これをどういうふう
に調整するかということについては、物理的な相手のあるお話ではございませんので、ある意味
何か適切な回答があるわけではないということで、一定の調整の形がこの3年据え置き、そして
2年であわせるということでどうかというご提案になっているんだろうというふうに私の方は理
解をしております。

先ほど来、会長から申し上げているように、本来であれば新市の首長の1期4年というものが
新市の一体感を出す一つの標準となるスパン、期間ではないかなというふうにも思いますが、や
はりいろいろ格差のかなり大きな部分もございますので、その辺を勘案しつつ、3年据え置き
の中で、その後は2年で調整をするという前提をあらかじめ市民の皆様にお示しをしていく中で、
最終的な調整をどのようにするかという、そこが適正な料金をどうするかというのも新市の当局
の中で真剣に議会、当局の中でご議論いただいた上で段階的に調整をするという前提をここで決
めていただくというのが一つの調整の方向ではないかなと。私はこの原案どおりでよろしいので
はないかな、こういうふうを考える次第でございます。

それともう一つは、今軽減率をかなり大東さんの方にあわせるということは、新市の保育料に
とってはもの凄く安くなるわけですから、大東町の町民の皆様はそのままでいいと。それを新市
において適用いたしますと、旧掛川市の保育料の皆様は相当お安くなるということでありま
す。一見これはすばらしくいいというふうに思われるわけでございますが、これは新市の財政とい
うものの影響というものも片やで考えますと、これはかなり一般の財源からそのことに対して、新
市がかなりの負担を負うということは一方で明らかでございます。

これがどのぐらいの軽減率が最終的に妥当なのか。あるいはどのぐらいのスパンでそれにあわ
せていくのかということ、全体のこの保育料の問題だけではなく、新市の財政全体の中を見な
がら、適正なものにあわせて、一定の期間の中で一定のところに落とし込んでいくという努力を
やらなくては、やはりいけないんだろうと思いますので、余り長期間とるべきでもないし、余り
に急激にあわせるべきでもないというあたりの、一つの調整の方向がこういう形ではないかなと
いうふうに考えますので、私としてはこの方針が一つの方向としては妥当なのではないかなと考
えるものでございます。

それともう一点だけ。掛川市のこれは自由でございますけれども、(2)のところ幼稚園の
保育料というものがございます。これが大東町、大須賀町の例により統一するものとされてお
りまして、掛川は現在幼稚園の保育料7,200円、大東町さん、大須賀町さん6,000円ということ
であわせると6,000円ということなんですが、これは大東町さんと大須賀町さんにおきましては
私立の幼稚園がないという中でお安い方がいいだろうということで一つの調整方向になって
いるわけでございますが、掛川市におきましては、市内に私立の幼稚園が4園ございます。これを
新市の旧掛川市にも適用して、この幼稚園の料金を下げるということになりますと、いわゆる官
民格差というものがより拡大をするという側面もございます。この点については、旧掛川市の部
分について若干調整事項があるのではないかなというふうに考えるものでございますので、この辺

も少しお含みをいただいて、調整の内容の一つに加えていただければというふうに考える次第でございます。

以上です。

牧野勝彦委員　大東町の牧野です。

今、小松さんの言われることよくわかりますし、そういう方向でいくべきだと思いますけれども、この3番のところにいいことが書いてあって、住民の負担の公平性、受益者負担の原則とか、そういうことがありまして、負担の公平性というのが重要なんですけれども、今新しく合併するについては、その住民の方が公平性もそうなんですけれども、公平感というのが、感じる合併によって自分たちがどうなるかという、そういう感じることというのが直接的な部分でたくさん出てきますので、その辺も十分配慮といいますか、そういうことも念頭に置いていただいて、決めるべきところは決めていかなければなりませんけれども、そういうのもぜひ念頭に置いて進めていただきたいなというのがひとつ要望です。

榛村純一会長　財政運営とか予算編成というのは当然のことですけれども、全体合理性でやらなきゃいかんわけですね。それに対して保育料なら保育料のこと。市民は一つ一つのことで既得権だとか、有利になるとか不利になるって、それだけで論じやすいですから、やっぱり首長調整会議あるいは議会というものは全体合理性を持った財政運営、予算編成をやらなければいかんと思うんです。

だけど、それが一遍にはできないから、3年なり4年の限度をもって調整すると、そういうことでありますので、さらに官民格差の問題が出てくると余計厄介なんですね。今うちの助役が申し上げた後段の問題は官民格差なんですよ。私立幼稚園は官の幼稚園料よりは倍以上とっているんですね。それで成り立っている。それを税金で安くしてやるということになると、そっちをつぶすようになるから、そっちを下げるということとはできない。こっちを上げるということもできない。そうすると差額は公が負担せないかと、こうなっちゃうわけですね。そうすると、公が負担する、掛川市が負担する分にはそれで勝手ですけれども、新しい市になった場合には全体の予算の中でそういうふうに私立と市立との差をどう縮めるかという財政運営、予算編成の哲学の問題になるわけですね。

ですから、そういうことも全部含めて、全体合理性からいくと調整期間を4年の中でできるだけ早くすると。しかし、不公平感を持ちそうな部分があるとすれば、それが少し長くなるというようなことでご理解いただきたいと思うんです。

それから、先ほど助役が申し上げた相手が国である、県であるという場合には、その手続上の物理的な問題は、これはできるだけ早くしてもらおうという前提でお認めいただくよりしょうがないではないかというふうに思います。

それと、新しい新市が単独で決めれることと、国との掛け合いの中で時間がかかっちゃう部分とは、ちょっと別にしていただかなきゃならんと私は思いますけれども。

石山信博委員　掛川の石山です。

確かに住民の中での不公平感とか、そういうものも大事なんですけれども、しかし私は新市をつくる上で、もっと基本的に考えておかなきゃいけないことがあるんじゃないかなというふうに思います。

といいますのは、ご案内のように日本の人口というのは2006年をピークにして、それから減少していくという、これははっきりした統計が出ているわけですよ。減少していくときに全部の都市が減少するんじゃないくて、減少する都市と、その反対に増える都市もあると言われているわけですよ。我々はこの1市2町合併して、その増える都市の方に入らなきゃいけないと思うんですよ。増える都市はどういう都市かという、超高齢化社会の中で、こちらの希望としては生産力のある人、若者に増えてもらいたいわけですよ。そうすると、その若者たちが増えるにはどのような政策が必要かということから考えて、例えばここにもあるように保育園料だとか幼稚園料だとか、あるいは水道料だとかというのは、これは政治的にたとえ税金を多少投入しても安くすべきだと。そうすることによって周辺から新市が住みやすいということで、人口減少のときに、要するに勝ち組になるというか、都市間競争に勝っていくためにそういう施策を政治的にやっていかなきゃいかんというように僕は思います。

ですから、余りこの中で細かいことを調整というよりも、もっと大きな気持ちで料金は決めていく方がいいと。近隣の市町村よりも安くするというぐらいのことでないと人口は増えていかない。都市間競争に勝てれないというように思うものですから、そういう考え方でやっていただきたいというように思います。

大倉重信副会長　それぞれ今ご意見いただきましたけれども、それぞれのご意見もっともだと思います。それから、今課題になっております保育料とか、あるいは水道料、これから下水もそうですけれども、それぞれ今の料金というのは、それぞれの行政の中で政策的にできあがってきているものだという事は、これ事実なものですから。

例えばうちの町で言いますと、今保育料はある程度若干安めといいですか、ほかと比べると低い料金でやっています。これはやはり将来にわたってそうした人口増を望んでいく、あるいは町のそういった形の中で活性化につなげていくという状況の判断の中でそういう料金は設定しております。これが余り格差があるということは問題でございますので、確かにそういうことでそれぞれ政策的な問題がございますけれども、これは今会長がおっしゃっていますように、若干の期間を置いた中で調整をしていくことが当然必要だと思っています。

そういうことでご理解いただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

鳥井昌彦委員　最初に口火を切っちゃったものですからあれですけれども、皆さんの言っていることはもっともだとこのように思っております。そういう中で、一番格差の大きいのは、公共下水、こういったもの。またほかにもまだまだたくさんあるわけですよ、使用料とか。全体的なものを見なきゃわからんわけですけれども、これだけで論ずるつもりは私も毛頭ありません。

しかし、先ほど会長が言いましたように、もう一度首長会で検討して上げてみるというようなお話でございましたので、私は再考だけはしていただきたいと、再度お考えだけはしていただき

たいと、このように思っております。

榛村純一会長 3号委員の方々の中に何かございますか。

中井委員。

中井明男委員 今までにそれぞれ伺いますと、ごもっともなご意見が出ておりますが、現実には1市2町の使用料、手数料等でこういった格差があるわけです。それを新市になったときにどのように調整していくかというのは今議論されているわけですし、伺いますと、みんなごもっともなご意見ですが、当面これをどのように取り扱っていくかということになりますと、やはりこの調整方針に示されております方向で取り扱っていただくのが最も妥当だろうと、このように思います。

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは前回ご説明いたしましたように、その調整方針のとおりにお返しにいたし、また当初この任意協議会が出発するときに調整項目は1,832項目あると申し上げましたが、それが全部うまく片づいているわけではございませんので、その都度、その都度慎重に首長調整会議で調整しながら、皆さんのそれぞれのご発言に対して大事に考えながら調整していくということを加えて、前回の調整方針のとおり使用料、手数料の取り扱いについて進めていくということによろしゅうございますか。

半井 孝委員 1点だけちょっとお願いみたいになるかもしれませんが言わせていただきたいと
思います。

うちの町でも大東町でも、多分掛川市さんでも同じだと思いますが、住民、市民の皆さんは合併についてどういうふうに考えていますかということになりますと、やはりこの負担がどのようになってしまうかということが非常に皆さん口に出されるわけです。

私どもの大須賀町でもそうですが、この保育料等についてちょっと検討していきますと、大東町が最高で3万7,000円ぐらいのところでありまして、大須賀町が4万7,000円。掛川市が6万5、6千円だったと思いますが、それを一番低い大東町さんの3万7,000円のところにあわせるということで、下がる方は非常にいいんじゃないかと思うんですが、あと3年たってからは、多分ここにも書いてあるように国の調整基準額を参考に検討するということですが、そこの中の検討というものが、ほとんどこの会議に出られている方が検討に入る可能性はごく少ない人数じゃないかなと思います。そういう中で議会としてはあとどのぐらいに大体なるのかなというのが非常に見えてこないものがあるわけです。そういう中で住民の皆さんに、やはり住民の負担については水道代がこれぐらいになるよ、下水代がこうとか、いろんな負担について皆さんに説明していただくとか、説明してくださいと言われたときに全然説明するところがないです。だから、合併してからやはり合併して新しい新議員の皆さん、そして新しい市長さんがこういうものを決めていくということで、非常にこの会の中で我々は本当にちょっと苦慮しているところがあるんですが、その点で大須賀町等に見てみますと、やはりちょっと小さい町でございますので、掛川市との所得の違いも格差が多少あるわけです。それとか少子化とか、いろんな問題がありまして、

そういう中でやはり保育料に対しては町の一般会計から補填しているということで安くなっているわけでございます。

掛川の市長さんのご意見をちょっとお伺いしたいんですが、3年たち、5年たち、7年たった時点には掛川の水準ぐらいまでにいくのか。それとも国の基準額という最高8万円ぐらいのところまでいっていると思うんですが、今非常に国民の年金等が所得の20%とか、いろんなことを新聞沙汰になっている時代でありまして、いろんな問題で子供を育てる親御さんにとって非常に難しい時代になってくる。余計これは子供をたくさん生めないなというような、そんなこともありまして、ちょっと会長さんに、将来5年後にはこういうふうな国の基準額というものがあるんだけれども、新市になったときはどのようになっていくのか、ちょっとお聞かせ願えればありがたいと思います。よろしくをお願いします。

榛村純一会長　それは大変難しい問題ですが、私は同じような質問を大東、大須賀の方から受けたときに申し上げているんですけども、合併は大きな時代の変化に対応するために合併するわけで、合併したから料金なり何なりが変わるとい部分もあるけれども、合併しなくても大きく変わらなきゃいけないことがたくさんあると。だから、合併したことによって変わるものと、合併しなくても国の制度なり、三位一体改革の進め方によってはもっと極端な変わり方がある。それじゃ大変だ。だから合併しようということになっているわけですから、その辺のところは、なかなか政策的に、あるいは官民格差是正の話とあわせて、いろいろなことで大倉町長が申し上げたように、政策料金、政策のいろんな設定がされているわけですから、その政策そのものを調整して、合併したから有利になったとか負担が重くなったという短兵急にとりやすい市民の方が多いわけですけども、そうじゃなくて国の制度、政策も変わるわけですね。同時に変わりますから、どういうふうな対応をしながらやっていくかというのは、これはにわかには新しい市になればこうですよと言いきれないと思うんですよ。それは小泉内閣の三位一体改革、交付税制度がどうなるかというようなことも大きく関係しますから。

だから、できるだけ新しい都市は子供を生みやすい環境をつくらなきゃいけないとか、安心して暮らせるまちにしなければいけないとか、基本的な政策がありますよね。そうすると、そのために財源をつぎ込んでいくということになりますから、それはこれからの新都市ビジョンの中で考えていく。そこで料金の違いはどういうふうに調整するかということで、少子化時代における子育て優遇のために大東町さんが先進的な例を出されていて、それをそうじゃない掛川市が掛川市とあわせて、どういう整合性を持たせるかというのが、これからの課題だと思いますので、今半井委員のおっしゃったことを私がこうします、ああしますということは、ちょっと言えないですね。言えないんですが、合併して変わる部分と、合併をしてもしなくても変わる部分というのを住民の方々によく説明していただかなきゃならん。じゃあ、どう変わるんだとなると、国も今国民年金でさえどういうふうにするかとか、医療保険もどう変えるかとか、介護保険の算定がどうだとか、全部国も変わりつつある。それに対応した自治体もその国の大きく変えるものに対応するために合併するわけですから、そのことと言えば両方が変わっていくということですので、ち

よっと今のご質問にはそれだけしかお答えできないんですけれども。

内藤澄夫委員　最後によろしいですか。

いろいろ皆さんご意見等伺っているわけでありまして、できれば首長さん方がいろいろ寄った中でいろいろ試案等もつくっていただいていると思うんですけれども、そういうものを議会等にももう少し早くから見せていただいたり、何か参考にさせていただくというようなことをぜひお願いをしたいと思います。結局こういう会議の中へ出てきて、初めてその場で見るということが多いわけでありまして、できれば各市町の中に合併特別委員会がありますので、その中である程度協議ができるというような形の何か事務的な進め方をしていただければ大変ありがたいと思います。

そういうことをやっていただければ、議会としても各地域の住民、町民、市民の皆さんにそのことを報告ができるわけでありまして。現況、今もずっとこの任意の協議会から法定協議会になってやってきたわけでありまして、いまだに要するに住民の皆さんに合併で今後こうなるということについては、まだまだ今の状況でも話すことができないという状況であります。

この協議会につきましては、もう来年の3月をもって終わるわけでありまして、そこまでならわかるということでありまして、前段できれば、少しでもいいですから、そういう機会を与えていただければ大変ありがたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

榛村純一会長　そういう方向で努力しなきゃいけないし、また、住民、市民の方も、議会の方もそういう当局の姿勢を期待していると思いますので、それはまたよく相談して、首長調整会議の結論をできるだけ早く出して、そちらに流すということで行きたいと思います。

この協議会の運び方も、したがって一月前などに次の提案はこういう協議事項ですよということを出しているわけですね。それで一月たって協議することになっているわけ。だからその間にこの提案事項はこういう方向で行きますよということが早く当局原案が決まってないと、一月の猶予を置いた価値がないということになっちゃうんで、その点は少しスピードアップしていかなくちゃいかんと思いますけれども。それでいいですか。

内藤澄夫委員　わかりました。

榛村純一会長　では、そのようにできるだけ取り計らせていただきます。

それでは今出ました議論を踏まえて、当局でできるだけ努力いたしますので、前回お話しした調整方針に基づいて、使用料、手数料についてリレーゾーンをできるだけ短くしながら、国とも折衝して所期の目的が達成されるようにいたしたいと思いますが、それでお認めいただいたことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございます。

では、続きまして協議事項の提案に入ります。

協議の第14号から協議の第18号の5件について、次回の協議のための提案をさせていただきます。

松井事務局長　それでは次回にご協議いただく5点につきましてご説明申し上げます。

資料の31ページになりますが、協議第14号　新市の名称についてご説明申し上げます。
32ページをお開きいただきたいと存じます。

最初に留意点でございますが、1の(1)では、新市名称についての基本的な考え方につきまして説明してございます。新設合併の場合には、新たに名称を定める必要があること。また名称の決め方につきましては法律上の定めは特にございませんが、住民にとってわかりやすく親しみの持てる名称に留意することが必要であること等を述べてございます。

次に、(2)の名称の表記に関する留意点でございますが、表記される名称の適否につきましては、総務省から示された見解をアからオまでに整理して記載してございます。説明の方は割愛させていただきます。

それから33ページの2になりますが、名称を選定する上での基準でございます。四角で囲ってあります選定基準につきましては、名称候補小委員会において名称候補を選定する上で定めた基準でございますが、同時にこの基準は本協議会において名称を選定する上でも当てはまる基準ではないかというふうに考えております。

選定基準につきましては、そこに第1次選定基準と第2次選定基準に分けてございますが、これは小委員会での作業手順によるものでございますので、本協議会では一体としてとらえていただければよろしいかと思えます。

特に本協議会では(2)に示された第2次選定基準の7項目の幾つかに該当することが必要ではないかというふうに考えております。

以上が新市の名称を選定する上での留意点でございますが、名称候補につきましては先ほど小松委員長からもご報告がございましたように、新市名称候補選定小委員会で公募をもとに5点の候補を選定していただきました。

5点の候補につきましては選択肢として一覧表でお示ししてございます。

その1つ目は「遠州市」でございます。

その選定理由は豊かな自然に恵まれた歴史ある遠州地方にちなんだ名称であり、新市を地理的にもイメージできるため、新市の名称としてふさわしいということでございます。

2つ目は平仮名表記によります「かけがわ市」でございます。

選定理由といたしましては、知名度の高い掛川の名を残しながらも、平仮名表記とすることで柔らかなイメージが加わり、新市の名称としてふさわしいということでございます。

3つ目は漢字の表記による「掛川市」でございます。

その選定理由は、掛川は、東海道の形成とともに、その要衝として長い歴史を有し、この地方における政治的、文化的な中心として発展を遂げてきた。また、現在の知名度も高いことから、新市の名称としてふさわしいということでございます。

4つ目は「三城市」でございます。

選定理由は、掛川城、高天神城、横須賀城という1市2町にそれぞれ存在した由緒ある3つの

城にちなんでおり、住民の心のよりどころとなり得る名称であることから、新市の名称としてふさわしいということでございます。

5つ目は「新掛川市」でございます。

選定理由といたしましては、知名度の高い掛川の名を残しながらも、大東、大須賀との合併を機に新しい都市としてさらなる発展を遂げたいという願いが込められた名称であり、新市の名称としてふさわしいということでございます。

以上がご提案申し上げる5点の名称候補でございます。この中から新市の名称としてふさわしいものを1点決定していただきたくご協議をお願いするものでございます。

あと、参考資料といたしまして34ページに名称候補の応募状況について載せてございます。応募数の多かった上位20の名称と1市2町別に応募が多かった上位10の名称をそれぞれ記載してございますので、参考にさせていただければと思います。

以上が協議第14号 新市の名称についてでございます。

続きまして35ページ、協議第15号 公共的団体等の取扱いについて説明をさせていただきます。36ページになります。

まず留意点でございますが、1として公共的団体等についてでございます。

公共的団体等につきましては明確な定義というものはございませんが、一般的な概念といたしましては、農業協同組合や商工会、商工会議所等の産業経済団体あるいは社会福祉協議会等の厚生社会事業団体あるいは文化協会、体育協会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいというふうにされております。

こうした公共的団体等は、現在1市2町におきましては180団体ほどが存在してございます。

地方自治法第157条では、このような公共的団体等に対して地方公共団体の長は公共的団体等の総合調整を図るため、指揮監督をすることができるというふうにならされております。公共的団体につきましては、産業、経済、文化、社会のあらゆる分野におきまして市町村の事業に大きくかかわっているため、合併に際してそれぞれの市町ごとに同種の団体が設立されていたり、あるいは新市の事業に大きく関与しているというものにつきましては、新市の一体性を確保する上で統合や再編成について適切な助言を行う必要がございます。

また、37ページになりますが、2の公共的団体等の責務につきましては、合併特例法の第16条におきまして、公共的団体等は市町村の合併に際しては合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないという努力規定が設けられております。

これらの留意点をもとに調整方針をお示しいたしますと、37ページの下段になりますが、公共的団体等については新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとするということでございます。

あと参考資料といたしまして38ページ以降になりますが、公共的団体の中でも特に市町の事業

に大きく関わっている8つの団体につきましてその状況を掲載してございます。

そのうち(1)のシルバー人材センターにつきましては、39ページの備考欄をご覧いただきたいと思いますが、法律によりまして市町村の区域毎に1個に限り指定することができることと定められております。

また、2番目の社会福祉協議会につきましては、備考欄に示したように社会福祉法によって1つ又は2つ以上の市町村に置かれることが定められております。

それから40ページになりますが、(3)の商工会議所及び商工会につきましては、同様に備考欄をご覧いただきますと、商工会議所は市の区域、商工会は町村の区域とするのが原則となっております。ただし、市町村合併に伴う特例といたしまして、合併後、統合に伴って新市の区域とするため定款を変更又は解散するまでの間は、従前の市町村の区域とすることが認められております。

あと(4)の農業協同組合以降の公共的団体等につきましては、合併に関連した個別法の規定はございませんので、合併特例法の趣旨に沿って各団体の実情等を十分に尊重しながら調整に努めるものでございます。

あと46ページは先進事例における調整方針でございますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、協議第16号 補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

48ページをご覧いただきたいと思います。

留意点といたしまして、1と2に補助金、交付金の定義を載せてございますが、具体的には50ページ以降にお示ししたものが1市2町における主な補助金、交付金でございます。

その件数につきましては、48ページの一番下の表に掲げてございますとおり、1市2町で同一又は同種の補助金等につきましては102件。それから1市2町それぞれ独自で実施している補助金といたしまして201件でございます、その全体は303件というふうになっております。

これらの補助金、交付金につきましては、団体や事業の特性等によりまして交付条件が1市2町でそれぞれ異なっているため、その取り扱い方針について協議をお願いするものでございます。

特に補助金につきましては、1市2町で同一又は同種の補助金であっても交付対象や交付額等が異なっていることもございまして、交付要項等、制度の統一に向けた調整が必要でございます。また、1市2町それぞれで実施をしております補助金、交付金につきましても、新市全体の均衡を配慮した上で調整を図ることが必要でございます。

そのような留意点を踏まえて、49ページになりますが、調整方針を提案させていただきます。

補助金、交付金等につきましては、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し、次のとおり調整するものとする。

なお、整理統合ができる補助金等については、統合又は廃止するよう調整するものとする。

(1)といたしまして、同一又は同種の補助金等につきましては、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。

(2)といたしまして、1市2町それぞれ独自の補助金等については、従来からの実績等を尊

重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとするということでございます。

あと参考資料といたしまして、50ページから58ページにかけて、1市2町における主な補助金、交付金等を一覧表にしております。表の見方といたしまして、1市2町で同一又は同種のものにつきましては同じ行で横並びに掲載をしております。

59ページは先進事例による調整方針を載せさせていただきました。

以上が協議第16号 補助金、交付金等の取扱いについてでございます。

次に、協議第17号 電算システムの取扱いについて説明させていただきます。

62ページになります。

まず留意点の1、自治体における電算システムの位置付けでございますが、今日、自治体においては非常に多くの業務が電算システムを利用して行われております。迅速かつ効率的な業務を展開していく上で電算システムの導入は必要不可欠なものとなっております。また、住民の多様なニーズとともに、そのシステム自体も肥大化、複雑化してきている一方で、電算システムの障害は住民サービスに大きな支障を来すことから、何よりも安全性、それから信頼性を優先したシステムの構築が必要となっております。

次に、2の電算システムの分類でございますが、自治体における電算システムは大きく分類しまして3つに分類されます。

その1つは住民情報系システムでございます。

これは住民記録や税関係など、住民の基本的なデータを用いて処理されるシステムでございます。行政事務の中心的役割を果たすものでございます。

2つ目は行政情報系システムでございます。

これは財務会計や人事・給与システムなど、内部の事務処理が中心のシステムでございます。

それから3つ目は地域情報系システムですが、学校や地域の公共施設間のネットワークあるいは図書館の貸し出し予約ができるネットワークなど、地域間同士の情報をやりとりするためのシステムでございます。

1市2町におけるこれら3つのシステムの処理状況につきましては、3で示す表のとおりでございます。電算処理は人口規模によって業務量が大きく異なるものでございます。1市2町とも自庁で処理が行われておりますが、掛川市では住民情報系システムにおいて汎用機いわゆる大型コンピューターによる処理が行われております。行政情報系システムにおきましては、1市2町とも主にクライアント・サーバー方式、すなわち小型コンピューターにより処理が行われております。また地域情報系システムにつきましては、掛川市において3つのネットワークが構築をされております。

63ページになりますが、4の統合の必要性についてでございます。

現在、住民情報系システム及び行政情報系システムにつきましては1市2町それぞれにおいて構築がされ、住民サービスの提供や行政事務に対して円滑な運営が図られているところでございます。ところが新市において1市2町のシステムが独立した状態では、本庁・支所業務において

一元的な処理ができず、結果として住民サービスの低下を招くことになるためシステムは統合する必要がございます。

また、現在掛川市だけに構築をされております地域情報系ネットワーク、これにつきましても新市全域で等しくサービスが受けられるようシステムを拡張していく必要がございます。

次に5のシステムの統合方法でございますが、まず主要のシステムにつきましては新市が既に本庁・支所方式ということで確認がされておりますので、管理上の安全性、信頼性及び管理コストの抑制といった点から本庁で統合管理されるのが最善の方法であるというふうに考えております。

また、各業務システムの統合に当たりましては、新規でシステムを開発する方法と既存のシステムを活用していく方法がございますが、(1)、(2)で記載されていますように、それぞれメリット、デメリットがございますので、それらを十分検討した上で判断していく必要がございます。

以上のような留意点を踏まえまして調整方針を提案させていただいております。

63ページの最下段になりますが、電算システムの取り扱いにつきましては、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムを統合するものとする。ただし、地域情報系システムにつきましては、合併後早期に整備するものとするということでございます。

続きまして、参考資料でございますが、64ページをお開き願いたいと思います。

1市2町の現在の電算処理の状況につきまして一覧でお示ししてございますが、(1)が住民情報系システムでございます。そのうちアは1市2町とも同一システムで処理を行っているものでございますが、3件。そしてイは1市2町でシステムが異なっているものですが、65ページまで32件ございます。また、66ページになりますが、その他1市2町のいずれかで処理しているというものが17件ほどございます。

それから67ページは行政情報系システムの状況でございます。

行政情報系システムでは、1市2町とも同一のシステムで行っているものはございません。イは1市2町でシステムが異なっているものでございますが、8件ございます。また、ウの1市2町のいずれかで処理しているものが5件でございます。

次に68ページをお開き願いますが、(3)は地域情報系システムの現況でございます。こちらは掛川市において学校間ネットワーク、地域公共施設間ネットワーク、図書館予約ネットワークの構築が図られております。

あと、その下に電算関係で使われております特殊な用語につきまして解説を載せてございます。70ページにつきましては先進事例でございます。

以上が電算システムについてでございます。

最後に、続きまして協議第18号 慣行の取扱いについてでございます。

72ページ、73ページをお開き願います。

まず73ページの方の留意点をご覧いただきたいと思います。

最初に合併協議会で取り扱う慣行の定義についてでございます。

すなわち協議の対象となります慣行とは、市町村が行う事務事業のうち、法令等に定義づけられることなく市町村が慣例として行っているものを慣行として定義づけております。

続いて2ですが、今回慣行として取り扱う対象は、慣行の定義に基づいて条例等により基準を設けることなく取り扱いがされるものを対象と考えております。具体的には、このページに掲げてございますように、市章、町章、シンボルマーク、市や町の花・木・鳥、さらには市や町の歌、市民憲章、都市宣言、そういったものでございます。

現在、制定されているものにつきましては、新設合併であることから合併と同時に廃止をされ、新たに新市において制定されることとなります。

なお、姉妹都市、友好都市につきましても慣行の範疇でございますが、今後の協議会において別途協議項目として提案をしていく考えでございますので、今回の対象からは外してございます。

続いて、留意点の3の協議の必要性でございますが、ただいま具体的に申し上げた慣行の項目はそれぞれに自治体のシンボルであったり、自治体の姿、文化、一体感をあらわすものであったり、自治体の基本姿勢を示すものであったりすることから、その取り扱いについてあらかじめ基本的な方針を協議していただくものでございます。

以上のような留意点を踏まえまして調整方針を示しますと、市章につきましては新市にとって必要不可欠なものであるという判断から、市章は新市において新たに制定するものとするということでございます。その他の慣行につきましては、新市において検討するものとするということでございます。

あと参考資料といたしまして、74ページ以降ですが、現在の1市2町の市歌、町歌、町民憲章、都市宣言の内容を参考までに出してございます。

最終ページの78ページは、調整方針についての先進事例でございます。

以上、長くなりましたけれども、協議第14号から協議第18号までの5件を一括して説明させていただきました。

以上です。

榛村純一会長 説明が終わりました。

次回に向かって提案された協議事項14号から18号まででございます。

これについて調整方針に基づきまして次の会で協議していただくこととなりますが、何かご質問はありますか。鈴木委員。

鈴木治弘委員 大東町の鈴木治弘でございます。

ちょっと事務的な関係になりますけれども、団体の取り扱いについてお尋ねをしたいと思えます。

掛川市の場合に平成14年3月でもって体育協会をNPOの法人の資格取得をされまして運営をしていると。大東、大須賀は任意団体でございます。活動の内容についてはここに表示をされているとおりでございますし、この法人の場合と任意団体で運営をする実質的な違い。それから掛

川市にございます財団法人の生涯学習事業団と、大東町でも振興公社がございますけれども、それはそれぞれ各施設の管理運営をやっておりますけれども、NPOの法人を取得した場合に経済行為ができるかというような条文もございますけれども、そういうものの兼ね合いあるいは違いをちょっと教えていただきたい、こんなふうに思います。

松井事務局長　ただいまの公共的団体等の中でNPOと任意の団体との違いということでございますが、NPOは法律に基づく特定非営利活動法人ということでございまして、これは法人でございます。それと2町にあります体育協会は今任意という形でございますので、法人格がされているされていないというところが大きく変わってくると思います。

その調整をどのようにしていくかということにつきましては、これはこういう公共的団体につきましては、基本的には新市になるために同じ目的を持っているような団体についてはなるべく統合を図っていくというのが大原則であります、それぞれの経緯、経過、実情等もあると思いますので、まず所管している担当課が行政の中にございますので、そういった所管課を通じて、まずは統一できるのかどうか。その辺のまず第1回目の打合せ会を開いた上で、いろんなことの意見交換をした上で実情等を踏まえてその調整を図っていかなければいけないと思っております。ですが、単純にNPOと任意の団体そのまま統合するというものではございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、あと財団法人の関係でございますが、これにつきましても法律に基づいた団体、法人格ということでございまして、財産管理をする上でそういう法人が設立されているということでございます。これにつきましても目的が同一性を持っている、同じ目的のものであれば、新市になれば当然統一していくというのが原則になるかと思ひますので、それはいつの時点でということはまだ言えませぬけれども、いずれにしましても早い時期に、今日のこの方針が確認をされれば、それに基づいて関係する所管課がそれぞれの団体と意見交換しながらどういう調整の仕方がいいのかということ協議していくということになると思ひます。

以上でございます。

榛村純一会長　よろしいですか。

鈴木治弘委員　確かなところはよくわかりませぬけれども、最近完成されましたね、東遠の関係の施設のさんりーなですか。あれを掛川市が体育協会で管理運営をするというようなお話も伺ったことがあるわけですが、NPOになればそういう管理運営までやって経済活動ができるかどうか。あるいはそういう官が設置をした施設については広域財団法人の、掛川でいう生涯学習事業団ですか、あれでなければ管理ができないものなのか。そういうこともあわせてお伺いをしたいなと思ひているんですが。

榛村純一会長　それは事務的というよりは、もう少し高度な判断が必要だと思ひますから、私からお答えしますが、今調整を要するこの団体がどう扱うかという、その団体数は、先ほど申し上げたように180団体あるわけですね。その180団体にこれから次回の12月16日までの間に、それぞれ各町にある関係団体に、その団体同士のご意見を聞いていただいて、それでどういう問題があ

るかということは、それぞれ180についてチェックしていただかなきゃいかんと思うんですね。その場合に任意団体であれば比較的簡単なんですけど、財産関係と経済活動が入っている団体については非常に複雑な管理上の、あるいは財産上の利害得失がありますから、これは慎重を要するわけですね。

それから今いろんな団体がNPOをとろうとしているわけですね。ですからNPOをとった場合には経済行為ができるということになります。それでは両方でNPOをとることはない。一つにまとまってNPOをとるというやり方もあると思いますし、今の東大町とか大須賀町、掛川市それぞれ公共施設の維持管理公社についてスポーツ施設と文化施設、それ別々になっているところと一緒にしているところとあるとか。ですから、新しい市になった場合にはスポーツ施設についてはやっぱり1市で共同管理すると。それから生涯学習施設についてはやっぱり1つで、同じ系統のものは同じに合併するという方向に調整した方がより効果的に使えるのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、それぞれ同じような性質の業務内容について、180団体を統合しているいろいろ整理していくときに、それぞれの担当者とそれぞれの首長さん、議員さんが比較検討してこうしよう、ああしようということになるように、次回までにいろいろな検討をしていただきたいと、こう思うんですけども。

ほかに手続上、何かございますか。

菅沼信夫委員 県行政センターの菅沼です。

電算の統合についてですが、次回で結構なんですけれども、事務局の考えておられる調整方針でいった場合の概略のスケジュールと概算の費用をお示しいただけるとありがたいと思います。

榛村純一会長 それ今言えるんじゃないの、簡単に。

奥宮IT政策課長 掛川市IT政策課の奥宮でございます。

スケジュールといたしましては、平成16年12月をもってシステムの統合を図っていきたくと。それまでにいろいろテスト等ございますので、少なくとも10月ぐらいには統合を図る必要があるというふうに考えております。

また、経費につきましては、今考えられるのは65システムぐらいの統合を図る必要がございます。本当の大ざっぱな数字として統合費用を出してありますが、まだまだ変わる要素といたしまして、これはほとんど人件費でございますので、このシステムの難易度等を勘案しながら進めて積算をしてございますが、おおむね6億前後必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

榛村純一会長 これについては基本的な内部管理システムと住民との関係の情報システムとありますね。住民とかコミュニティー関係の情報の処理については掛川市は、これは自慢じゃないんですけども、全国で成熟度からいくと10位にランクされているんですよ。それをうんと先にやっちゃうかということになると、やっぱり内部管理システムの情報から一元化、内部情報システムを一元化しなきゃいかんと思うんですね。それからあと住民と市との関係とか、コミュニティー

ーネットワークになると思うんですね。それをどこまで積算して幾らというかというのは、なかなかちょっと難しいんですが、よろしいですか。

原田委員。

原田新二郎委員 公共団体の統合でございますけれども、37ページの最後の方に法の趣旨に沿って調整をしなければならないというような1項目がありますが、この調整ということにつきましては具体的な方針とか、そういうようなものが示されているんですか、示されていないんでしょうか。

松井事務局長 お答え申し上げますが、ここの法の趣旨につきましては、そのページの上のところに合併特例法の法律、そこに努力規定が出てございます。こういったことと、あとは先ほどちょっと説明申し上げましたが、個別法の中で謳われている、そういう法律の趣旨に沿って調整を行っていくわけでございます。その調整の仕方につきましては、まずその関係する団体同士が、集まって話をさせていただくというのが第1番目になりますが、その過程の中でそれぞれ公共的団体でございますので、それぞれ担当されている所管がございますので、そういったところを交えて行政としてもサポートしていくということで、調整そのものにつきましてはそれぞれの団体が自主的に行っていただくということになるかと思えます。

原田新二郎委員 わかりました。ありがとうございます。

榛村純一会長 この団体の、例えば観光協会があるとしたら、観光協会は商工会議所と掛川では分化しているんですけど、商工会では観光協会も一緒の活動をほとんどしているんじゃないかと思うんですね。ですから、その所管の商工観光課なら商工観光課と、それから商工会と商工会議所と観光協会と4者が集まって協議をして整理をしなければいかんと思えますね。

原田新二郎委員 わかりました。ありがとうございます。

榛村純一会長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それではただいま提案させていただいた14号から18号までの次回12月16日、第7回の協議会に付する提案でございますが、それを次回までにいろいろ検討していただいて、次回の協議に委ねたいと思えますので、これについてご了承いただいたことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、よろしく願い申し上げます。

ここで、10分間休憩いたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午後3時42分

再 開 午後3時52分

榛村純一会長 それでは、会議を再開いたします。

本日の協議事項の継続協議案件を後にしていただきましたので、これから協議第2号 合併の

期日について、それから協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、以上3件を議題といたします。

これからの運営の仕方等については、議長にお任せいただいでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　それでは議長において運営を一任していただいたということで、私は円満にできるだけ満場一致で解決できるような方向で努力したいと思います。

それについて一応参考意見といいますが、それぞれの調整意見というのがあると思いますし、今まで本当にそれぞれのお立場の方々が熱心に夜を徹して議論していただいで、ようやく方向性が見えてきたということでもありますので、代表的な立場の方に全体の考え方を、あるいは協議の経過的なものも、あんまり長くない範囲でお願いしたいと思います。

その方法は、各議会の2号委員さんの代表として、それぞれ合併特別委員長さんがいらっしゃいますから、それぞれ1市2町の合併特別委員長さんに発表していただくと、自分たちのいろいろな協議の経過をですね。それから3号委員さんですね。一般市民、住民の代表である3号委員さんからも、これはお互いに話し合いをしていただいで、どなたかお一人、3号委員3人が違う場合もあり得るわけですが、何とか調整的に1市2町で一人ずつ3号委員さんに基本的な考え方を発表願いたいと。そして最後に首長が3人おるわけですが、私は投票権がないので大倉町長さんと伊藤町長さんに補足的な、あるいは1号委員としての立場を言っていただくとというようなことで進めたいと思います。

それでは順序不同ではありますが、こちらから回っていくようにさせていただきますので、掛川市の2号委員さんの代表として、合併委員長の山本委員にお願いします。

山本義雄委員　掛川市の議員の山本でございます。

掛川市は昨日11月17日ですが、午後1時半から第6回の全員で設置してあります合併主要事業特別委員会を行い、24名全議員出席。それに当局より市長を初め、関係の当局が出席して、夕方まで休憩2回を含めて熱心にご協議をいただいたところでございます。

その中で、今までご協議をいただいた報告事項、それからまた協議事項のそれぞれ承認をいただいた後、ただいま議題となっております継続協議となっております合併の期日、議員の定数、任期、特例について協議を行っていただきました。これ皆関係あるわけですが、一括というとなかなか結論も出ませんので、一つ一つということでご協議をいただきました。

それからまた順序はいろいろあるわけですが、最初に任期と特例のことについてご議論をいただいたところでございます。今までそれぞれの立場で取り組んでいき、また前回は継続協議となっている中でいろいろご議論をいただいたところでございますが、できれば議員の皆さん全会一致で方向性を定めたいということでもかなり議論をしていただいで、その結果、1名の方はもう合併について個人的に必要なないというような方がありましたが、ほかの皆さんについてはほぼ全会一致で任期の特例は扱わないというような形で、昨日の議会の特別委員会につきましては、そのような結論がなされたところでございます。

それからまた議員の定数であります、前は30名あるいは32名で大枠了解はいただいております、その後の情勢により、いま一度それぞれお尋ねしたところでありますが、その結果、議員定数については27人という人が11名でした。30人という人が8名。30から32人という人が3名。34名という方が1人。定数は言わないですが、なるべく多い方がいいじゃないかなという方が1人。以上のような結果になったわけですが、これ一つにまとめるになかなかそれぞれご意見がありますので議論を尽くしたところでございますが、27名から30名、32名、その辺が大枠の数でありまして、皆さんともにそこらの数字を4人の代表の方が持って上がって託すから、一任するというようなことで、定数についてはそのような結果になりました。

また、合併の期日であります、これは基本的には原則として3月がいいじゃないかということで大枠決まったわけでございますが、その中で大須賀町さんの議会選挙の意向も重要に考える必要があるんじゃないかなということ、その辺は掛川としては両町の、大東町さん、それからまた大須賀町さんの意向も十分考えた中で協議をしていただきたいというか、そこでどっちだというような結論は出ませんでした、基本的には3月28日を基本に考えてもらいたいというような意向でありました。

以上が昨日の特別委員会の結果でありますので、掛川の昨日の特別委員会の結論としてご報告を申し上げます。

榛村純一会長 ありがとうございました。

それでは続きまして、大東町議会さん、お願いします。

鈴木治弘委員 私は特別委員会の委員長ではございませんが、委員長は4名のメンバーに入っておりません。私は特別委員会の副を務めさせていただいておりますので、私から報告をさせていただきます。

11日の午後、全員が寄りまして、前回の5回目の合併協議会の内容。特に議員の任期、それから定数、合併の時期、これについてそれぞれの委員さんのご意見をしっかりと報告をさせていただきました。その後、どういうふうに大東はしようかというような協議をさせていただきました。

ごく簡潔に申し上げますと、議員定数は法定の上限の34でお願いをしたい。ただし、大東だけで終りまで突っばっていても協議がまとまるということはないというふうにお考えして、できれば32で決着をつけていただきたい。なお、絶対譲れない線としては30以下では議会全員の賛成を得ることができないんじゃないか。そういう数字で30は必ず確保してお願いをしてこいと、そんな話でまとまりました。

合併の時期でございますが、それは大須賀町さんへの配慮も当然考えなきゃならないけれども、1月選挙となりますと、1年を通じてもっとも好ましい時期でなくなるということの中から3月の末で合併をお願いしたいと。

個人的には合併が1月に事務処理上可能かどうか。大変厳しいんじゃないかと、そういうふうにお考えしておりますし、そういう意見を持っている議員もかなりおります。そんなことから市長さんに改めて事務処理上、1月の合併が可能かどうかお尋ねをしたいと、そんなふうにお思います。

それから特例につきましては、前回のそれぞれの委員さんのご意見を踏まえて、到底適用することは無理じゃないか。そういうことで特例の適用については断念をするから、ぜひ激変緩和のために議員定数を袋井とか磐田並みの上限をお願いをして、まずスタートに多少は大東の方からも議員を出していただくように、掛川の方々にもご配慮をいただいてこいというお話でございましたので、重ねて、ちょっと大きい声になりましたけれども、申し上げて、報告とさせていただきます。よろしくをお願いします。

榛村純一会長　それでは続きまして、大須賀町さんをお願いします。

内藤澄夫委員　大須賀町、内藤であります。

定数でありますけれども、30人がもう下限だということでありまして、30人以下には譲れないということをお願いをしたいということが議会の全員の皆さんの考え方でありまして。

そして、特例の関係でありまして、在任特例についてはもう使わないということでありまして。

そして、合併の期日でありますけれども、1月の末までに合併、即選挙ということでありまして。1市1町の皆さんも大変大須賀町にいろいろ気を使っていたいただきまして大変ありがとうございます。確かに大須賀町は1月をもって議会の任期が終わりますので、即選挙ということにもなります。17年1月をもって議会の任期が終わります。そこで選挙をやって、また3月の合併といいましますと、3月以降選挙をやらなくちゃいけないということになります。そうしますと、2カ月に2回の選挙をやらなくてはいけない。これは当然町民の皆さんに私たち議員としてもとても話をしても、おまえらだらしがないじゃないかと。そんなこと聞いてもらえないのかというようなことになりまして、大変厳しいということになるかと思っております。

ぜひ、このことにつきましては大きいまちの掛川の皆さんに寛大なお気持ちを持っていただきまして、ぜひ1月の合併、即選挙というような方向にしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

そして会長みずから6月の協議会の中におきましても、3月の年度末、そして4月、5月の出納閉鎖時期の合併については、いろいろ事務上の問題があると。要するに事務手続においてもなかなか職員もボリュームある仕事をしている時期であるから、できないだろうということを言っているわけでありまして。そういうことも含めた中で、ぜひ1月の合併、1月の選挙というようなことでよろしくお願い申し上げたいと思っております。1月の選挙じゃなくて、1月の合併ということでありまして。即選挙ということをお願いいたします。

以上であります。

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは3号委員さんの方に移りたいと思っておりますが、3号委員さんはどちらからやっていただくのかな。また議会と同じでいいですかね。

それでは掛川市の3号委員さん、どなたか発表してください。

原田新二郎委員　掛川市の3号委員の原田でございます。

我々この委員は榛村会長から委嘱されているんですが、私たちはそういうふうに思っております。

せん。11万市民から委嘱されているんだと、こういうふうを考えております。したがって、11万市民を代表して、民意を十分考えた上で、この3つの問題についてご意見を申し上げたいと、こういうふうと考えております。

まず第1に合併特例法、これはやはりアンケートその他についても民意は使わないということでございますので、民意は合併特例は使わないということでございます。

それから選挙でございますが、これはやっぱり大須賀さんの方へ配慮をして、当然1月にやるべきじゃないかと。もちろん事務局にはいろいろご負担をかけると思います。しかし、電算につきましては先ほどご質問のあったように12月までには絶対に完璧を期するんだというような説明もございまして一安心しているところでございます。どうかそういうようなわけで、私もちょっと素人ながら、1月に大須賀町の議員の任期が切れて、本当に2カ月間の議員の選挙をやって、また選挙をやるのかと。これは大変なことだなと、こう思いますから、ぜひ1月の方にしていきたいと。

それから定数でございますが、これはおのおの立場がございまして、発言も違ってきて当たり前だと思います。でもやっぱり民意というものは行財政費の縮減ということが第1番に上がっているわけですから、少ないほどいいと。こう思いますと、25名から27名、この辺が妥当の線じゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

掛川の3号としては以上を申し上げます。

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは大東町さんの3号委員さん。

戸塚誠夫委員 大東町の戸塚でございます。

議員の定数及び任期の取り扱いでございますが、在任特例は適用しないという方向でお願いしたいと思っております。

したがって、その議員の定数でございますが、いろいろ意見がありまして、最高の34人、それから30人、それから27人、いろんな意見がございましたが、新しい市をスタートするに際しまして、行政改革といいますが、新市の意気込みといいますが、そういう点も必要でございますので、マイナス2ないしマイナス4といいますが、32か30までぐらいは少なくしたらどうかと、こういう考えでございます。

それから合併の期日でございますが、結論を申し上げますと17年3月28日が適当だというふうに考えます。選択肢といたしまして、先ほど来の大須賀町の問題がございまして、いろいろ検討したわけでございますが、先ほど来の新市に移行する際の準備期間といいますが、これが極めて大切なものでございまして、電算システムの調整はやっぱりなかなか我々普通に考えましても長い期間といいますが、最大限の期間が必要じゃないかなというふうに思います。

例えば大手の銀行でも合併のときにスタートでつまずいた例も皆さんご案内のとおりでございますが、我々も新しい市をつくるに際しまして、そういったミスが絶対に許されないというような心構えで電算システムの調整とか、あるいは事務の管理とか、いろいろそういったことをしっ

かりやっていたきたいと、こういうふうに思いますので、原則原案でございますが、3月28日がいいのではないかなというふうに思います。新年度に新生都市としてスタートをしていただきたい。こんなふうに思っているわけでございます。

中井明男委員 大須賀町の中井です。

私は前回、10月21日でしたか、そのときもちょっと申し上げましたが、この会議の運営要領にもありますように、できれば全会一致でまとまっておくことが望ましい。そんなことから8月のときもお願いということでご意見申し上げましたが、1市2町の、特に身分に関わる2号委員の皆さんで特別委員会もそれぞれ持っていらっしゃるの、精力的に詰めていただいて、まとまったようなのを出していただきたいとお願いをしてまいりました。

その後、とにかく1市2町とも精力的に議論を重ねていただいて、私の方の大須賀町でも伺いますと、昨晚までぎりぎりやっていただいて、ひとつの線が出たと、まとまったというのを伺いました。先ほど内藤委員からお話のあったとおりのことでございます。

そういうことで、今日は3号委員の中で大須賀町を代表してということですので、隣におります蒲原委員、増田委員とも事前にちょっと意見も調整したわけですが、私の方といたしましては、在任の特例は使わないでやっていただきたいということ。

それから特に大須賀町は議員の任期が1月29日ということで切れますので、たった2カ月ぐらいの間にもう一度選挙ということは本当に考えにくいことですので、ぜひ掛川市、大東町の皆さんにもこの辺のことをご理解いただいてということで、1月24日を合併期日としていただきたいということ。

それと、もう一つ議員の定数でございますが、今までも市町の議員さん等から出ておりました。その辺のこと等も、掛川市、大東町さんの方のこと等も含めまして、スタートは30名でお願いしたいと。まとまることは何よりも大事だと思います。原田委員さんからできるだけ少ない方がということがありました。私も前回のときは27人ということをお願いしましたが、まとまっていただくには議員定数は30名でお願いしたいと。

以上です。

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは2号委員と3号委員さんにそれぞれ代表的に言っていただいたわけですが、あと中立委員の方もいらっしゃいますが、それは表決のときに参加していただいてよろしいですか。

それでは最終的に1号委員が首長、助役でやっておりますので、どちらかで発表を。

大倉重信副会長 それでは申し上げます。合併の期日でございますけれども、3月末。定数については30人。以上でございます。

伊藤徳之副会長 大須賀町の伊藤です。

今、皆さんからそれぞれお話いただきました。

私は期日につきましては2カ月に2度という。幾ら大須賀町が選挙が好きだといっても、ちょっとこれだけは住民の皆さんにご理解がいただけないのではないかと考えていますので、1月で

お願いしたいというふうに思います。

在任の特例は、前からお話を申し上げてきたとおり、原則どおりなしということです。

定数につきましては、皆さんが合意できる、いろいろな今ばらつきもございますので、その辺で一番多いところとしては皆さんがまとまっていただけ30人くらいかなというふうに今考えております。

榛村純一会長　それでは皆さん今お聞きのとおりでございます。

これについてまとめていきたいと思いますが、特に何かご発言がある方は先に言っていただきたいと思いますが、特に何かございますか。

内藤澄夫委員　今2号、そして3号の皆さん代表で言っていただきまして、首長さんにもお願いして言っていただいたということでもありますけれども、おおよそちょっと聞いておりますと、在任特例についてはもう使わないということで1市2町の皆さんがご理解していることは、これ間違いないところではないかと思っています。

そして期日であります、1月と3月が出ているということでもあります。

そして定数についてはおおよそ30人くらいということが多いではないかなというふうに思っておりますけれども、会長が先ほどから言っておられますように、この表決をするという話を今しましたけれども、基本的には原則全会一致だというふうなことでありますので、その点をどんなふうにするのか、先にお聞きをしたいというふうに思います。

榛村純一会長　どういう手続で決をとるかとか、決をとらない方がいいと、それに次回にやった方がいいとか、いろんな考え方があると思うんですね。あると思いますが、今お聞きした中の範囲で全部まとまっているのは、原則どおりで在任特例は使わないというのは100%まとまっている。同じ意見だと思うんですね。ですから、それはすぐでも可決されるのではないかと思います。

それから定数については、ぶれてはいますけれども、大体100%まとまる範囲は、下限で発表した方と上限で発表する方あるいは中をとった発表もありましたが、30名なら大体すべての人に適用される人数だというのは、今お聞きしている範囲では出ていると思うんですね。ですから、その2つは決がとれると思うんです。

問題は期日でございますが、その期日については、もう全然大須賀町の立場と、あとの2町の立場は選挙があるということを考慮するか、しないかとか、そのどちらがいいかという議論をもう少し詰めなきゃいかんと思うんですね。選挙を避けるというだけで判断していいかという、やっぱり百年の大計の合併をすることですから、ミスがあってはならないとか、十分な検討が必要だとか、いろいろ後々のことを考えると、必ずしも大須賀町の選挙だけのことで、それで判断しちゃっていいかというのは議論の余地があると思うんですね。そうかといって、多数でもってただ無視して押し切っちゃうというようなやり方はよくないと思うんですね。

ですから、そこのところは議論をもうちょっと、1月24日を選んだ場合のメリット、デメリット。それから3月28日を選んだ場合のメリット、デメリットについてお互いに議論をもうちょっと深める必要があるだろうと、このように思っていますので、順序としては合併の議員の任期に

ついでに在任特例は使わないということの決を、賛否をとって。それから次に定数でとって、それから期日と、こういう順序にしたいと思います。それでよろしいですか。

蒲原委員。

蒲原忠雄委員　大須賀の3号委員の蒲原でございますが、特にありませんかという会長からお話がありました。

私3号委員としまして、本当に大須賀の選挙の問題でございます。議員の皆さん方も本当に選挙で洗礼を受けているわけでございますが、立つ本人はそれほど意気揚々と手を挙げてやるんだという気持ちなんです、本当に周りの家族、それから親戚、皆さん方大変な思いをしている。それ1点。

それからやはり我々の小さい町でも町会議員の選挙がやれば何百万という、五、六百万のお金がかかります。そういうことを考えてまいりますと、我々町民としますと、ぜひその辺も考慮していただきたい。

私個人的にはもう定数も27ぐらいかなという気持ちでいたんですが、その辺はやはり議員さんの、皆さんのご意向も考えた中では、やはりそこは30名、なおかつ場合によっちゃ2名ぐらいふやしてもいいんで、できれば1月の選挙にしたいぐらい。そして、できれば50日以内ということなんで、2月の後半ぐらいには十分できる。陽気もよくなるというようなことでございますので、ぜひそんなこと個人的に3号委員として考えているわけでございます。ぜひまたご理解をいただきたいな、こんなふうに思います。お願いします。

榛村純一会長　それでは一応ご意向を伺いたいと思います。

当初から議論のありましたことですが、全会一致している考え方としては、在任特例は使わずに原則どおりで合併すると、こういうことについては一致しているように思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは原則どおりの合併をするということで、在任特例はないと。

では、2つ目に定数でございますが、定数については若干ぶれておりますが、すべてに共通している部分で言えば30という線が、下限、上限の中では、あるいは平均値としてはそういうことになっているように思います。

それでは大体30ならいいだろうということで一致できると思いますが、そのように30と決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、2つは満場一致で解決いたしました。ありがとうございました。

それでは、難問の期日でございますが、期日については若干性質が全く違う内容の比較ですから難しいんですが、合併という百年の大計をつくるために、先ほど申し上げたような幾つかの考

え方があるということはわかったわけですが、もう一遍議論をしていただきたいと思うんです。
3月とおっしゃった方々は、もちろん大須賀町さんの立場は十分くみ取った上で、なお3月がいいではないかという考え方について何か大東あるいは掛川ありますか。

戸塚正義委員 掛川の戸塚でございます。

その前に、先ほど大東町の委員から質問のあった1月、3月論の中の手続、事務上のことで、事務的な手続の中にはいろんなケースがあると思います。さっきの電算のことも含めて。また物理的な面もある。この辺で先ほどの質問はまだ答えが出てないので、まずその辺をお示しいただきたいと思えますけれども。

榛村純一会長 これについては私が難しいと言ってしまえば、それで決まっちゃうような話ですから、なかなか難しいんですが、コンピューターについては安全を考えれば、ゆとりがあった方がいいとみんな言うんですね。では、1月末でできないかということ、それは何とか詰め込めばできるでしょうと。努力目標としてはそうだと。しかし、安心とリスクを考えるとゆとりがあった方がいいと。りそな銀行みたいなことになっちゃいかんと。急いだためにとんでもない間違いが起ると、そういう心配はあります。こういうことですから、コンピューターについてはそういうことが言えます。

それから、一番問題の物理的な問題でいいますと、この協議会で本部を今の掛川市庁舎に決めていただいているわけですね。そうしますと、現在の人員の中で約100名程度は大東、大須賀から掛川市役所の方へ通っていただく、あるいはそこへ集中するように本部組織がなるわけですね。そうしますと、その100名の方は、うちの市役所は皆さんご案内のとおり住民参加を主体にしてやっていますから、フロアが非常に広い吹き抜けになっているんですね。そういうこともありますので、新しく大東、大須賀から来ていただく職員のためには、新しい1,500㎡ぐらいの事務所をつくらなきゃいけないと、こういうことになります。

ですから、その事務所をつくる場合に、もちろんこれも、どの程度のプレハブでいいじゃないかという議論もありますが、そうはいかんだらうと。そうしますと、ある市か、ある市に準ずる鉄骨でやるということになりますと、設計等いろいろな検討、そして工事ということになると、1月24日ではちょっと苦しいと、物理的に。だから、もう少しゆとりを持っていただけたらありがたいというのが営繕関係の立場です。

それから、予算、決算関係の財務関係の意見を聞きますと、やっぱり予算、決算、財政関係の担当者は、それから後の全体を考えると暫定予算を組んだり、それからその後の会計処理等から言えば、やっぱり3月の方が望ましいということは言っているわけですね。

ですから、そういうことですが、大須賀町さんのお立場もよくわかるわけですが、今のうちの議長の質問に対して、事務的、物理的にどうだということになりますと、今私の承知している範囲の問題はそういうことがあると思います。

伊藤徳之副会長 会長が申されるのは大変重みがあって、そっちへ行ってしまうは大変ですので、私からも発言をさせていただきたいと思えます。

今、原案として私どもは1月24日と3月28日を出しているわけですので、できないことを原案として出しているわけではありませんので、1月で十分できるということで出しております。

そして、コンピューターについても10月に完了して、12月までにはテストまで完了するということで、まだそれから20日以上のある時間があるわけですので、1月でもコンピューター関係等については十分間に合うというふうに判断できるというように考えております。

事務所については、それも合併の日にその事務所がなければいけないかといえば、現在の静岡市等については、建設を今から進めるといようなことですので、それも方法論としては何とでもできるということで、今から100年とか200年続いていく新しい新市の中で1カ月も早いとかといようなことについては、別に何にも支障にはならないと思っています。

3月28日に合併をしたとしても、暫定予算はもちろん3日必要なわけですので、事務処理上として今のコンピューターを使っていくような中で予算を組むということについて、暫定がそれほど事務量に差があるわけではないというふうにも考えておりますので、その辺はぜひ皆さんにもご理解いただいて、小さいところの発言ですが、そういう小さいところの意見を尊重していくというのが合併の理念として大切なことではないかなというふうに思います。

けちらそうと思えば吹き飛んでいくような人数ですが、そんなこともぜひ皆さんにご配慮いただいて、二月に2回の選挙というのは、ちょっと私どもについては住民のご理解をいただけないというふうに考えておりますので、ぜひ皆さんの特段のご配慮をお願い申し上げたいというふうに思います。

榛村純一会長 水野委員。

水野 薫委員 僕の隣には大須賀の尊敬する委員の皆さんがいるので非常に言いにくいんですけども、心を鬼にして申し上げますと、今回の合併の話が出て、合併特例法の期限が17年3月というのは非常に前から議論し合って、私たちは当然これはそのぎりぎりまで大東は大東としてやるべきことはきっちとやらないかと、そういう一種の行政的なスケジュールはずっと考えておりました。

そういうことと、ですから、私はうちの大東の立場とすれば、今度も新年度の予算編成に段々入ってまいりますけれども、平成17年3月末までにきちと予算を組んで大東の仕上げをしたい、そういうふうに常々思っているところでありまして、町長もそういうふうに思っていると思います。

それから特に一年の計は元旦にありという言葉がございましてけれども、私も60年間生きてきたら、やっぱり暮れには1年をじっくり静かに反省をさせていただいて、そして新年は一年の大計をそこでやっぱり、がたがた騒音が入らないように正月を迎えたい、それが本音でございまして。もちろん大須賀さんの選挙の時期は十分に私たちもわかっております。しかし、そういうものと、それからどうしても1月に合併して2月ぐらいに選挙になると、これ選挙期間は短こうございましてけれども、今までのご様子だと、かなり前から一生懸命騒がないと、これは選挙になりませんので、そういう面から見ると、本当に暮れにはやっぱり人間としてゆっくり反省したり、新年に

は1年のことを本当に考えたい、それは偽らざる心情でございます。

そのような点も勘案をぜひご理解いただいて、それでやっぱり今の日本の行政年度は3月で終わりました4月から新年度に入りますから、やっぱり合併も、これはこれから長い、ずっとそれが続くわけでありますので、できれば非常に寛大な心を持っている大須賀町の皆さん方に3月末でいだろうと、きっと多分そういうお答えが返ってくることをご期待を申し上げまして、私は3月末を合併の時期にさせていただきたい、そう思います。よろしく申し上げます。

大倉重信副会長　　今水野委員からお話ございましたように、そのとおりだと私は思っておりますけれども、ただ非常にここでしゃあしゃあと3月というのは、大須賀に対して薄情なやつだなというふうに思われているかもしれませんけれども、私はやっぱりここで一つの政治の転換点と申しますか、そういう中で将来にわたってきちりさせたものを残していくということが必要じゃないかなと思っています。

そういう意味でいきますと、若干配慮が足りない点があるかもしれませんけれども、やはりここではっきりと3月末という形の中で、多少はいろんな混乱があるかもしれませんけれども、進んでいくべきだな。これは私は原点に立ってそういうことを考えております。そんなことで非常に薄情なやつだと思われるかもしれませんが、あえて3月末ということを提案させていただきました。

鳥井昌彦委員　　大東の鳥井です。

この合併問題そもそも首長発議で始まった合併と私は思っております。そういう中で、この合併協議会の中でいろんな提案がなされておりますけれども、今までのところ聞いておりますと、皆さんそれぞれいろんなお考えの中で結論を出して発表をしているというふうに思います。そういう中でも、特に榛村会長さんと伊藤副会長さんと、1号の中でも意見が違ふ。これはもう少し調整をした上で話し合いをしていただきたい。皆さんの意見を聞いておりますと、どちらにしても賛否をとった場合、3分の2にはいかんのではないかと、私はこんなふうに思います。

したがって、もう少し次回に繰り越すとか、調整期間を置くとかということも視野に入れて考えた方がいいのではないかと、このように思っております。

榛村純一会長　　今決定の仕方についての発言ですが。

伊藤徳之副会長　　たびたびで誠に恐縮です。

私、今ご意見を伺っている中で、これ選挙をやる人というのは、そういう2カ月に2回の選挙というのがどのくらい大変なことだというのはわかっているかなというふうに思ったら、選挙をやられている皆さんが2回の選挙を大須賀にというようなご発言で、ちょっと意外だなというふうにも感じております。

そんなこともございまして、私どもの方で正月ずっとやってきた内容だと、別に正月でやっても毎年やっているわけではございませんのでね。4年に1回ということですので、別にその正月だからというようなことは、あんまり関係はないのではないかなと。こんな不穏なことを言っちゃいけませんけれども、永久未来この日かといえ、それもわからないというようなこともござ

いますので、今回については皆さんにぜひ大須賀の気持ちをご配慮いただけたらというように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

榛村純一会長　ほかに、田中委員。

田中鉄男委員　掛川の田中です。

やはり私は1月24日に合併の期日をするべきだと。50日以内の選挙ですから、恐らく2月末か3月ぐらいになるかと思えますけれども、もう一点そういった意味では市民の人たちの意向とというのがある程度そういった中では新しいまちづくりのためには必要ではないか。

たまたま私は農協ですので農業者の立場で物を言わせていただきますと、今掛川の選挙というのは4月の末なんですよ。ですから、大変お茶の忙しいときになるという。大須賀町さんも昔から4月の上旬にはお祭りもあるわけですが、そういったときに選挙というのは、これは大変迷惑な話になるわけです。今回、合併を機に、そういったいろんなもろもろのそれぞれの地域のそういった今までの慣習的なもの、あるいは地域の行事等を避けていただいて選挙ができれば、ゆっくり議員さんが選べるのではないかなと、そんなふうに思っていた状況もあるものから。

ぜひそういった意味では1月の大須賀さんの今までの任期の事情もありますし、我々農業者の立場からすると、そういった形でお願いできたらなと、そんなふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

榛村純一会長　上野委員。

上野良治委員　私も1月24日の合併ということの立場でちょっと意見を言わせてもらいます。

3月に合併した場合は、先ほどうちの町長も言われましたように3日間の暫定予算を組まなくちゃいけない。そしてなおかつ4月1日からしばらく議員がいないわけですよ。予算が決められない、暫定予算ですよ、これ。多分選挙も連休明けになるんじゃないかと思えます、それでいくと。ところが1月に合併すれば、2月の下旬に議会の選挙をやれば、多分首長もそれに伴って決まってくると思えます。予算に関しては、そうすると3月の議会の中で、当初予算の中で組まれてくるんじゃないかと思えます。そうすると、晴れて4月1日から新しい市としてスタートできるんじゃないかと思えます。これは私は一番すばらしい形じゃないかと思えます。ぜひ賛同をお願いします。

榛村純一会長　実務レベルで助役さんたちはどうですか。

川口　・委員　前回の協議会の際にもちょっと3月の提案をした関係もございまして、3月がなぜ3月かということですが、説明をしておきたいと思えます。

今回の設置選挙ということになりまして、首長、それから議員の皆さんの選挙になるということになるわけですし、これが今お茶の問題が一つ課題があるなどは思いますが、将来、今後におきます首長、議会の皆さんの選挙が、この2月もしくは3月の上旬に選挙がされるということになりますと、3月の定例会の持ち方とか、そういうものが大きく左右をしてこようではないかというふうに考えます。

そういうことから将来におけます選挙の時期を考えましたときに、年度末終わって4月の選挙がいいではないかというふうに考えましての3月の合併の時期というものを提案をさせていただきました。意見としてはそういうことでございます。

水野幸雄委員 大須賀町の水野です。

合併の時期の問題なんですけれども、やはりこれは行政の方からすれば、最大のポイントは住民であると思います。住民の参加のもとに行政は成り立っているわけなんですけれども、そうした中で住民の皆さんに迷惑のかからないように、そして新市としてスタートが潔くできるようにということで、行政の方の事務手続がすべて、コンピューターの問題も含めて、すべてできるという体制のもとで努力していただければ、1月の合併は問題なくできるのではないかというふうにも思います。

やはり町民の、あるいは住民のことを考えながらやるのが行政の主眼であると。そして新市の合併に伴ってスタートが、先ほど上野委員も言いましたように潔くできる体制のもとでスタートするのが一番好ましい状態ではないかというふうにも考えますので、ぜひ1月の合併をお願いしたいというふうに思っております。

小松正明委員 さまざまな諸問題ございますけれども、実務でどうかというお話でご意見を求められるとすれば、できるだけ後ろの方が私どもとしては好ましいというふうには考えております。そういう意味では実務的なことを申し上げますとすれば、1月よりは3月の方が好ましいと。ただし、今申し上げたような、それ以外の状況もございますので、その辺については私から特段述べる部分はございません。以上でございます。

榛村純一会長 原田委員さん。

原田新二郎委員 ちょっとこの大須賀町の議会の問題で議員さん方がどういうふうな考えを持って、あるいはどういうふうに望んでいるかということは私にはわからないんですが、最悪の場合、もし候補者がなかったらどうするんですか、これ。2カ月は嫌だといって。大須賀町はそういうときにはどういうふうになるんでしょうか。私にはちょっとわからないんですが、専門的な問題は。

榛村純一会長 それはちょっと仮定の話ですが、無投票にはなるでしょうが、候補者がいないということはあり得ないと思いますね。ただ2カ月じゃ短いし、嫌だということで候補者が自然調整されて無投票になると。

原田新二郎委員 なるほどね。そうすると大須賀町の議会は、これ例えば3人あるいは5人になったと、それでも議会というものは成立するんですね。私わからないんですが。

榛村純一会長 それは違うんじゃないかな。

原田新二郎委員 ちょっとその辺の専門的なことわからないんですがね。

水野 薫委員 何だか選挙運動の前触れみたいな感じで、私は3月、私は1月と言ってるものなんですけれども、正直な話、先ほど伊藤さんがおっしゃられましたように、その2カ月間の間しかないわけですよ、もし仮に選挙があれば。しかし、これは大須賀町の議員の皆さんにとっては任

期満了になりますよね。そして、それでは掛川の議員の皆さんは任期半ばなんです。そして大東ももうちょっと、5月に合併すれば我々も喜んで選挙させてもらいますけれども。そういうので、余り選挙の話とか、できるだけ当然これは選挙をやるには本当にうちにはどんな仁義がいいだろうかということ。それから理由は先ほど言ったように、やっぱり行政年度はきちっと4月1日から合併でスタートしたらいいじゃないかというのが私の考えで、特に今回の合併の諸々の条件というのは原則どおりというのは、もう基本にお考えをいただいた方がよろしいじゃないかな。

当然、大須賀町の皆さんの選挙があるということは、やっぱり心配していることは事実なんですけれども、その辺はそういうふうに理解をしたらいいかなと、そんなふうに私は思っております。

松井事務局長　選挙で少数の立候補になった場合どうなるかということでございますけれども、事務局としてはちょっとその辺は想定してございませんので、また法律等読まないと、その辺の根拠がわからないと。いずれにしても今出た話では、再選挙になるのか、あるいは足りない方の補欠選挙になるのか、そのどちらかが今判断できないという状況でございます。

戸塚正義委員　私の範囲では、条例定数というのを決めてあるものですから、定数に届かなかった場合には、その時点で立候補した人はすべて当選なんですよね。それで、しかも定数まで達していない。したがって、今お話のように改めて足りない分の補欠選挙をやり直すということになる。もう最初から一人もないという場合には、改めてまた応募し直してもらうという手続になるんじゃないかと思うんです。ちょっと読んだだけなものですから確たるものじゃないですけども、あくまでも条例定数というのは決まっているものですから、それに満たない場合には、当然立候補した人は全員まず当選。そこまでいかなかった場合には、足りないものですから補充、補欠選挙をやると。再募集をするということになるんじゃないかと思うんですけれども。

内藤澄夫委員　内藤です。

会長、皆さんいろいろ理に合った話をしていらっしゃるわけでありましてけれども、今日これを出さないと、とにかく結論を出さないと法定協議会の中に支障が出てくるということでもないと思いますので、例えば今日採決をしても過半数はとれないと思うんですよね。3分の2は。状況的に言ってみると、どうでしょうかね、これ。もう少し延ばした中で各特別委員会なり、4人ずつ議員さん出ていますので、また寄っていただいて、その中でも調整をしながら話をしていくというような形にしたらどうでしょうか。

でないと、なかなか今の状況の中で3分の2以上の票をとって、1月なのか3月なのかってならないと思うんですよね。皆さん立派なご意見は言いますのですばらしいなと皆思っているわけでありましてけれども、結論からいうと、ちょっと今日この問題について結果が出るというところまではなり得ないと思うんですね。もしよかったらそんなふうにしていただければ、僕は大変ありがたいと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。

榛村純一会長　今のは手続論ですが、今大倉さんの話ではもうちょっと議論して詰めた方がいいと、こういう話ですが、私も今決をとって3分の2になるかならんかというのはわかりません。

わかりませんが、これを次まで延ばすと、私が今日出てくるときにコンピューターの担当者から言われたのは、1月に間に合わせるといふなら、今日決めてもらわなきゃ駄目だというような話でした。スケジュールを組まないといけないので。いつになるかわからんという形でいつまでもやって、12月16日ですか、この次。それまで延びると、やっぱりいろんなスケジュールやプログラムやメニューをつくるときに、早くゴールを決めていただきたいと、こういうことを言っていたんです。

河井 清委員 大須賀の河井です。

今大須賀町の任期の関係と、合併の時期、これについて皆さん真剣なご意見をいただいているわけですが、大須賀町が今まで1月の選挙でやってきて、年度末あるいは年の初め、年の終い、その辺のことについて何ら支障なく今日まで来ております。大須賀町議会は1月の選挙で今までやってきて、支障なく来ております。

そういった点を考えていただいて、ぜひこの合併がスムーズに進むということを考えていただいて、一番人口の少ない大須賀町、小さな町の心情をくんでいただいて、ぜひ1月の選挙というか、1月の合併、こういうところに皆さんのご賛同をぜひお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

榛村純一会長 ちょっと中立委員の方々、何かありますか。

鈴木正彦委員 県職員の鈴木でございます。

私は前回も申し上げましたけれども、でき得れば大須賀町さんにあわせて、こちらの方もおっしゃってましたけれども、大須賀町の住民の方々、そういう意向。それから大須賀町さんの任期の問題、そういうことを考えますと、事務的に可能であれば1月で合併ということで進めていただくのが私はいいかなというふうに思っております。

増田正子委員 大須賀の増田でございます。

本当に皆さん方それぞれ十分お考えになった上の意見を伺っているわけですが、会長さんのご意見を伺うと確かにそうかなと思うし、しかし私ども大須賀町の住民としますと、やはり1月合併が絶対不可能だということではないと思うんです。私どもも自治連合会の代表としまして大須賀町民を全部背中に背負っているわけございまして、もしこれで3月合併ということになれば、今まで意見が出てましたように選挙を2度やらなきゃいけないということになるし、そんなことになれば、本当にたとえ無投票になったにしましても、選挙をやるとなれば、それなりに行政で選挙費というものが出るわけですし、無駄遣いになると思うんです。

それから、寒いときの1月合併で、2月選挙。寒いときの選挙はどうこうという話もちょっと前に耳にしたことがございますけれども、私ども大須賀町民はもう1月の選挙というのは当たり前のようになっていて、しかもそれも選挙を毎年やるわけではなくて、4年に1度です。私事になりますけれども、私も3回選挙をやりました。そのうちの2回は1月にやっております。時期がどうこうということは選挙になればそういうことはもう言うておられませんし、いろんな行政上の問題とか何かからしましても、1月に合併して2月中に選挙なんていうことは不可能で

はないと思いますので、やはり今日掛川市の原田委員さん、それから田中委員さんからも私たちにとって本当にうれしいご意見をいただいたわけですが、ぜひ掛川市さん、大東町さんの皆様方、さっきの河井さんの話ではありませんけれども、この小さい町のことを十分お考えいただいて、ぜひ何が何でも、ぜひとも1月合併ということで私は住民の代表としてお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

戸塚正義委員　戸塚でございます。

こんなにもめるとは思わなかったんですが、そもそも先ほど指摘があったように3人の首長の中でも全く相違されている。それから助役さんの立場でも、その事務レベルの方でも全く意見が食い違っている。それを皆さんに議論して、さあ結論出せといっても、これ非常に難しい問題だと思えます。

それで私は、在任特例が前回あれだけ暗礁に乗り上げたというか、難しくなった中で、皆さんすごい努力して今日全会一致で決まった。これは若干その期間を持ったことによってすべて丸くおさまったということなんですよ。

したがって、先ほど会長が1カ月後ではとても事務的に間に合わないというお話がありましたんですが、このことだけに絞って、今度の時期だけに絞って、若干猶予期間を持って集中的に調整をする。話し合いをする。それで意見の一致を見て、もう一度臨時的にこの会を開いて、時期的に間に合うような、そういう方法がとれば、それも一つの選択ではないか。今日あえて侃々諤々これ以上のことをやっても、なかなか僕は歩み寄ってというのは、この場では難しいような感じがするんですが、そうしたことが事務的にできるのかどうか。余裕があるのかどうか。その辺も含めてちょっと質問させていただきたいと思います。

榛村純一会長　これは努力すれば何事もできないことはないという立場から言えば、それはいろいろな要素で1月末でいいと思うんですね。ただ、物理的に事務所は合併したときに新しいところに入りたいというときにまだ工事中というようなことが起こり得るかもしれない。それからコンピューターについてはリスクとすれば前倒しにした方がリスクは大きいということはあると思うんです。しかし、できないことはないということだと思えます。

だから、大須賀町のお立場や選挙のことを考えれば、そちらを中心に考えればそうですし、手続だとか安心だとか、調整事項の時間を長くかせいで確実な調整をすると、そういう立場と比較の材料が違うんですね。片一方は選挙を避けるために議論しているし、片一方は完璧を期するとか、丁寧にやるとかいうことを中心に考えているわけですから、比較の材料が違うものですから、これはなかなか難しいと思うんですね。

戸塚正義委員　確かにそのとおりでありますけれども、直接はやっぱり各議員に、住民の皆さんにも選挙でいろんなご負担やご協力をいただく中でありますが、まずそのお願いをする立場が議員ですもんですから、私はまず1市2町のこの今行き詰まっている課題について一度話し合いをさせていただく。その中で何かここに、お互いにやはり腹や気持ちのわかる議員の中なもんですから、何か解決策が見出せる可能性もあるのではないかと。そのことである一定の方向が出たら1

号、3号委員の皆さんにも、洗礼を受ける立場の議員としての方向を示すということも全く不可能ではないような、それは前段申し上げた在任特例が解決の方向に向かった、その前例を見てそんなことを感じたんですが。

ただそれがそんなことは手続上、臨時委員の協議会なんて開けないよとかということでは、これもどうしようもないんですが、その辺は事務局としてどうなんでしょうか。

松井事務局長 臨時の協議会ということですが、開催する以上は、この6回に続いた第7回という協議会になるかと思えます。事務的にはそういったことでやられることも可能でございますが、あくまでもそれを開くことについても、原則は1カ月に1回という形になっておりますので、ここの30人の委員の方々の合意でもってそれを決めていただければ結構だと思います。

榛村純一会長 何か特にございますか。

私は議決権がないので態度を保留しておりますが、今日出なかった話で、私は大須賀町の方や、あるいはほかの世界の人から聞いた話で、今日出てないことを申し上げますと、選挙を2度やる、2度やるって言うけど、ほかの1市1町、大東と掛川も1回はやるわけですから、今度の改選のときにやるかやらないか。2度やる、2度やるというと、何だかえらい面倒なようだけど、1回はみんなやるわけですよ。新市に立候補するわけでしょう。だから2カ月の命のために1回やるかどうかという問題なんですよ。

そのことについては、手続的に言うと大体公的負担は幾らかかるかということ、1回選挙やると500万なんですよ。それで無投票になった場合には200万で終わるわけですよ。だから500万使うか、200万なるかというのは、無投票になるかならないかで決まるわけ。

それから限定された選挙になるわけですよ。2カ月後にもう一回選挙をやらないかん。あるいは2カ月とは言わない、3カ月後かもしれない。選挙をやらないかんというときに、その該当する方は、そのときにもう既に1月24日合併のときの選挙に出るか出ないかというのは3カ月後のことも考えて立候補すると思うんですね。それから、それはやらずに、全く新都市になってから出ようという人もいるかもしれない。したがって、2回やるというけど、実質は1回なんだ。その1回についても出る出ないという判断は、そう決まってしまうと案外すっきり整理されちゃうんだと。

だから、むしろ掛川市長として頼みたいのは、大須賀町の方が言うには、選挙はいつでもいいと。むしろ大須賀から掛川に行く道を早くやっってもらおうという優先順位を約束してくれればいいんだと。それから政策的には砂地農業の海岸線にあるあの土地改良を優先順位を、採択を早くしてくれればいいんだと、こういうご意見を伺っているんですね。

だから、必ずしも大須賀町民の方が、うちの方の議員さんが申し上げたいのは、多数決だとか、多数の力で押し切っちゃったというふうになっちゃいかんということであるんな配慮をした発言をしているんですけども、さっき大倉町長さんもおっしゃったように冷たいとか薄情だというふうにとられないという前提で申し上げますと、町民の人たちが本当に実勢的に考えていただいて、さっき蒲原さんが言ったように候補者が1回やれば500万かかる。そんなばかなことじゃ困るん

で、そうじゃなくて冷静に新都市建設のためにどうしたらいいかと。そうすると、私としては調整期間を十分とり、コンピューターも安心でということしていくべきだと私は思うんです。

そうすると、大須賀の方々に冷たいということになるんですが、それは逆にその該当者になる方は選挙に出る方なんですよね。出る方は確かに2回やらされることにはなりますが、私は冷静的に考えていただいて、まとまるものなら、大須賀町さんには本当に申しわけないですけど、そういうことに決まったという前提で、すべての利害関係は期日で決まるんじゃないかと、新都市の政策で決まるんだと。政策の優先順位で決まるんだというふうに思っていたら、それは何とか話がまとまるんじゃないかと思っているんですけども。

河井委員。

河井 清委員　ただいまの会長の弁だと南北道路を先にやるとか、早くやってもらいたいから、それを前出せ、あるいは砂地をどうのこうのという、これと今回今話している時期をいつにするかということとは全く関連がないじゃないですか。これを持ち出すなんて卑怯ですよ。

榛村純一会長　それは私が言っているんじゃないかと、大須賀町の方々といろいろ意見交換しているときに、そういうご意見が出たということを申し上げた。

それから、やっぱり新政策ビジョンというものをもう少し議論しないと、手続論で特例使う使わない、期日はいつにする。定数幾らというのは、ある意味では手続枠組み論ですよ。そうじゃなくて、何のために合併するかということになると、国や制度が変わる、時代が変わる、そういう変わることに對する1市2町の対応力を高めるために合併するわけでしょう。国や時代や、その他の変化に対して対応力を高める。対応力を高めるためには、やっぱり1市2町が本当に新しい政策ビジョンを議論する時間がもう少しあった方がいいという立場で言っているんですから、別に卑怯だとか、そういう問題じゃないと思いますけれども。

戸塚正義委員　少し脱論しちゃっているんですけども、もう一度申し上げます。

私は今大須賀町の立場、特に議員さんの立場をみんな配慮しながらやっているんですよ。それで議員さんというのは立候補するときに本当に地元の皆さんに迷惑かけるな、暇をかせさちゃうなということなんです。さっきもお話があったようにお金も使うじゃないかというのは、これはまた別にしても、最終的には当事者の議員の立場なんですよ。私は多分12人の議員、あるいはそれぞれ地元の各町の議会の皆さんにもう一回今日のことはあからさまに伝わるもんですから、その中で議会の中でこれは私は合意が達するのではないかと。またその努力をしなければいかんのではないかなという感じがします。

それで先ほど内藤委員からもここまで議論が交錯している中で、今日結論出すのは無理じゃないか。すべきではないじゃないかという意見。ただ、それを1カ月じゃ駄目だという話なもんですから、期限を切って、1週間後だとか、今月いっぱいだとか。それでさっき皆さんの合意ができればそれでも可能だということなもんですから、私はある程度その期間を、とにかくそれまでに調整を議会でするというくらいの私どもの確約をして延ばしてもらおうということができないかどうか。

1号、3号委員の人がそれは議員には任せられんで、俺らも入ると言われちゃうと非常に難しいんですが、どうでしょうかね。

榛村純一会長 それでは、これは議長専権事項として5分間休憩いたします。

それでちょっと調整。1号委員は首長としての責任がありますから、5分間休憩いたします。

休憩 午後5時15分

再開 午後5時28分

栗田事務局次長 それでは会議を再開したいと思います。榛村会長、よろしくお願いします。

榛村純一会長 ご苦労さまです。

いろいろすり合わせをしていただいたと思いますが、この首長間あるいは1号委員の中でもなかなか一致を見るに至りませんでした。それはそちらの方の方々にも同じことが言えると思いますので、会長の一つの提案でございますが、そのことについては一致しましたので申し上げますと、今月中に期日についてのみの臨時合併協議会を行うと。その期日については土日しかも予定がないと考えられますが、委任状を出していただくなり何なりして、今のところ29、30と土日があるようですから、その辺を目安に期日でのみの合併協議会を行うと。それまでに十分話し合い、調整をしていただいて望んでいただきたいと、こういう案でございますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 よろしゅうございますね。

それではお手数ではございますが、追って通知をできるだけ早く差し上げますので、予定をとっていただいて、そういう形で臨時議会を、出席議員だけではありますが、できるだけ出席をしていただくようお願い申し上げたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。それでは本日の協議事項はすべて終了いたしました。

長時間にわたり、本当にご苦労さまでございました。

半井 孝委員 1点お願いがありますが、まだこれから10回目とかどんどん進んでいくと思いますが、新市の建設計画についてはなるべく小委員会の皆さんに頑張っていただいて、早めにご報告をお願いしたいと思いますが、会長からよろしくお伝えください。

榛村純一会長 はい。

内藤澄夫委員 あと1点。今29、30と言ったよね、今月の。土日でやるというわけですよ。

榛村純一会長 まだ決まったわけじゃないですけど、その辺を目安に今月中に開きたい。

内藤澄夫委員 うちの町は30日はどうしても議会の皆さん都合が悪くて、できれば29、30でやるとするならば29日にやっていただければ大変ありがたいと思います。

榛村純一会長 それはまた事務局で調整します。

内藤澄夫委員 お願いします。

榛村純一会長 農業委員の関係は、合併の期日が決まったとき決めるということになっているん

ですね。だから今日は持ち越しと。この次は農業委員と議題が2つになります。先ほどの訂正させていただきます。

では、ありがとうございました。

閉 会 午後5時33分